

第3次
南伊豆町地域福祉計画

令和6年3月
南伊豆町

はじめに

我が国では、少子高齢化や核家族化等の世帯構成の変化が進むとともに、地域の住民同士のつながりは希薄化し、さらには地域活動の担い手の不足等により、コミュニティの衰退が懸念されています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子どもからなる8050問題や、育児と介護を同時に担うダブルケア、本来は大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や介護などのサポートを行うヤングケアラーと呼ばれる子どもたち等、複合化・複雑化する課題への対応が求められています。



一方、本町では、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指して、平成30年度に「第2次南伊豆町地域福祉計画」を策定し、これまで各種事業の推進を図ってまいりました。

この度、「第2次南伊豆町地域福祉計画」の計画期間が満了することに伴い、社会情勢の変化や地域を取り巻く様々な課題にも対応すべく、新たに「第3次南伊豆町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「第6次南伊豆町総合計画」における医療・福祉分野の基本目標である「地域全体で支えあう地域包括ケアの確立による安心の暮らしづくり」を踏まえた上で、前期計画において設定した「豊かな自然とやさしさと思いやりのある住みよいまち」という基本理念を継承し、施策の方向性及び重点的に取り組む施策を示しております。

これらの考え方にに基づき、引き続き地域福祉の推進に努め、地域共生社会の実現を目指してまいりますので、町民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆さま、事業者の皆さまの一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せ下さった皆さま、町民アンケート及びパブリックコメント等においてご協力いただきました町民、関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

南伊豆町長 岡部 克仁

目次

第1章 地域福祉計画における基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画策定の方法.....	4
6. 地域福祉推進の意義.....	5
7. 地域における協働.....	6
8. SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	7
第2章 南伊豆町の地域福祉の現状	9
1. 人口などの推移.....	9
2. 地域福祉を取り巻く現状.....	13
3. 町民アンケート調査結果からみる現状.....	24
第3章 基本理念・基本目標・施策の体系	33
1. 基本理念.....	33
2. 基本目標.....	34
3. 施策の体系.....	36
第4章 地域福祉を推進していくために	37
町民・地域・行政の役割.....	37
基本目標1 【人づくり】一人ひとりを尊重し、認めあうまちにしよう.....	38
基本目標2 【ネットワークづくり】住民みんなで支えあうまちにしよう.....	41
基本目標3 【仕組みづくり】必要な福祉サービスを利用できるまちにしよう.....	46
基本目標4 【環境づくり】誰もが安心して生活できるまちにしよう.....	55
第5章 計画の進行管理・推進体制	59
1. 進捗管理・評価体制.....	59
資料編	61
1. 南伊豆町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	61
2. 南伊豆町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	62

第1章

地域福祉計画における基本的な考え方

1. 計画策定の背景

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、核家族世帯や単独世帯、共働き世帯が増加する中、人々の価値観やライフスタイルは従前と比べて多様なものとなっています。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケア、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行うヤングケアラー、他にも従来の支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が多く生じています。さらには、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の外出や交流などが制限され、従来の様々な地域活動が縮小、中止を余儀なくされるなど、地域福祉を推進する上でも大きな影響を受けました。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に5類感染症に移行したことから、今後は縮小・中止した地域活動を再度活発化させていくことも必要になります。

そのような中で、国においては、令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重しあいながら参加し、地域共生社会の実現をめざす必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

本町では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次南伊豆町地域福祉計画」を策定し、“豊かな自然と やさしさと 思いやりのある 住みよいまち”を計画の基本理念として、各種地域福祉施策の推進に努めてきました。このたび、本町における地域福祉を取り巻く変化や新たな福祉ニーズに対応した取り組みを一層充実させていくため、国の動向も踏まえた新たな計画として、「第3次南伊豆町地域福祉計画」の策定を行いました。

2. 計画の目的

(1) 計画の法的根拠

この「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画であり、高齢者・障害者・子どもなどの各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」としての性格を持つものです。

本計画は、本町において、誰もが住み慣れた地域での支えあいにより安心して豊かな生活を送るために、地域の現状と課題を取り込み、町民、社会福祉の事業者・福祉関係団体、社会福祉協議会^{※1}などとの協働による地域福祉活動の推進を目的として策定されるものです。

【改正社会福祉法より抜粋】

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 「地域」の捉え方

「地域」には、隣近所や自治会などの、生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての「地域」をはじめ、ボランティア・NPO^{※2}・事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての「地域」などがあります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なりあっており、その間では、住民同士のつながりや交流、助けあいなどが必要となります。

こうした様々な範囲を「地域」と捉える他、南伊豆町全体を対象にした取り組みや施策を展開する場合は、町全体を「地域」と捉えます。

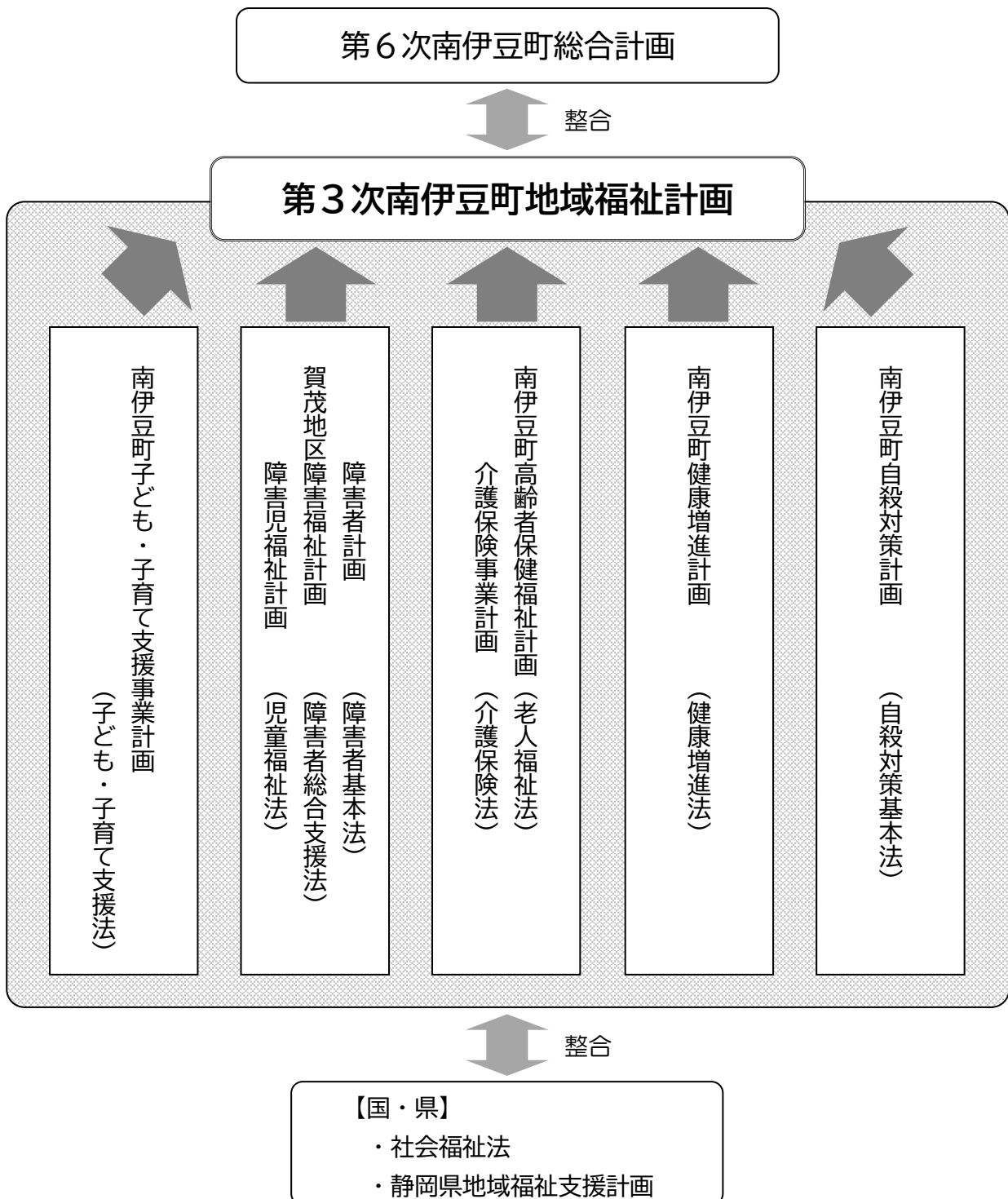
このように、「地域」とは一定または特定の範囲を意味するものではなく、地域住民が取り組む内容によって、町全域などの行政区域、社会福祉協議会、学校区（小・中学校区）、自治会、地域グループ、隣近所など様々な捉えられるものとします。

※1 **社会福祉協議会**：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

※2 **NPO**：社会貢献活動を行う民間の非営利団体のこと。市民活動団体とも呼ばれる。

3. 計画の位置づけ

本計画は「第6次南伊豆町総合計画」を上位計画とし、整合を図っています。また、地域福祉の推進にあたっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策計画などの福祉分野における個別・分野別計画と共有し、地域福祉を総合的に推進するための計画です。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。
 なお、関連法などの改正や社会情勢の大きな変化に対応して、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
総合計画	第6次							
地域福祉計画	第2次			第3次（本計画）				
子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期			
障害者計画	第4次			第5次			第6次	
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期	
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期	
健康増進計画	第3次		第4次				第5次	
自殺対策計画	第1次						第2次	

5. 計画策定の方法

（1）南伊豆町地域福祉計画策定委員会での協議・検討

福祉関係団体代表、地域住民代表、有識者、行政職員などによって構成される『南伊豆町地域福祉計画策定委員会』を設置し、計画の内容について協議・検討を行いました。

（2）町民アンケート調査の実施

町民のニーズを踏まえた計画策定を行うため、地域福祉に関する町民アンケートを実施しました。

(3) 関係団体意向調査の実施

本町の地域福祉に関する課題や町行政に対するニーズ、事業などにおける連携状況などを把握するため、町内の福祉関係団体、介護福祉施設などを対象とした関係団体意向調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の声を広く集めるとともに、内容に反映するため、令和6年1月22日から令和6年2月5日まで本町ホームページ上にてパブリックコメント*を実施し、意見を募集しました。

6. 地域福祉推進の意義

地域福祉とは、地域における多様な生活課題に地域全体で対応する仕組みのことです。

誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、あらゆる分野の活動においていきいきと活動できる地域社会を実現するために、地域住民として連携し、お互いに思いやりを持って、支えあい、見守り、助けあうことが大切です。

地域福祉の推進とは、一人ひとりの町民が多様な生活課題の解決に向けて、町民、地域、行政などの関係において、相互の立場を認めあい、共通する課題の解決や地域活動の推進に向け、自発的・積極的に取り組むことを意味します。

そのため、町民や地域社会を主体とした活動を展開し、様々な活動団体と連携し、町民や地域がそれぞれの立場を尊重し、地域社会を活性化することが重要です。

*パブリックコメント：行政機関が計画の立案などを行おうとする際、その案を公表し、住民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のこと。

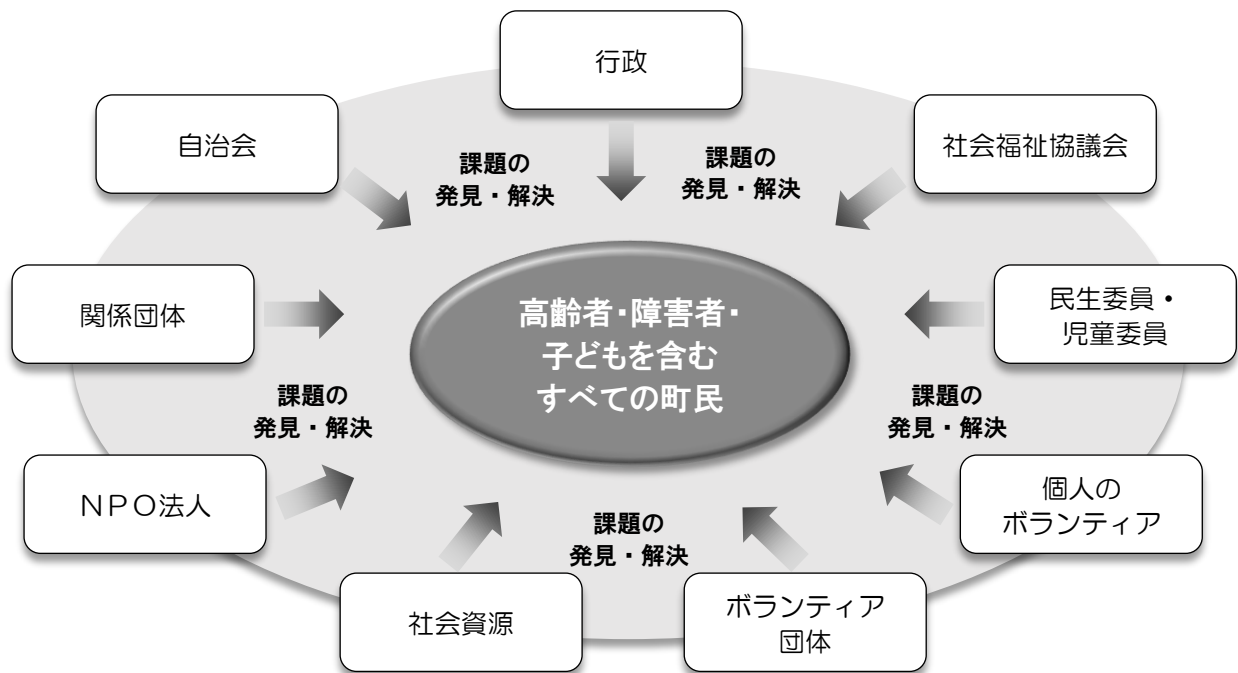
7. 地域における協働

地域福祉を推進するにあたっては、高齢者、障害者、子どもなどの社会福祉において、社会福祉法人、ボランティア、NPO、自治会などが連携し、それぞれの特性を活かした多様な地域活動を展開することがたいへん重要です。

また、地域社会の中では、従来のように行政だけの役割ではなく、地域活動を推進する町民など、すべての地域社会を支える人たちが、公共的な役割を担っており、各々がその役割を理解した上で「協働」を進めることにより、その効果が期待されます。

町民、地域、行政が、よりよい地域社会づくりという共通の目的を持って、生活課題の発見・解決に、ともに取り組み、それぞれが責任ある行動をとることが、福祉のまちづくりの発展につながり、たいへん重要な意義を持ちます。

【地域における協働のイメージ図】



8. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第6次南伊豆町総合計画」において、SDGsの推進を掲げていることから、本計画においてもSDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の7つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

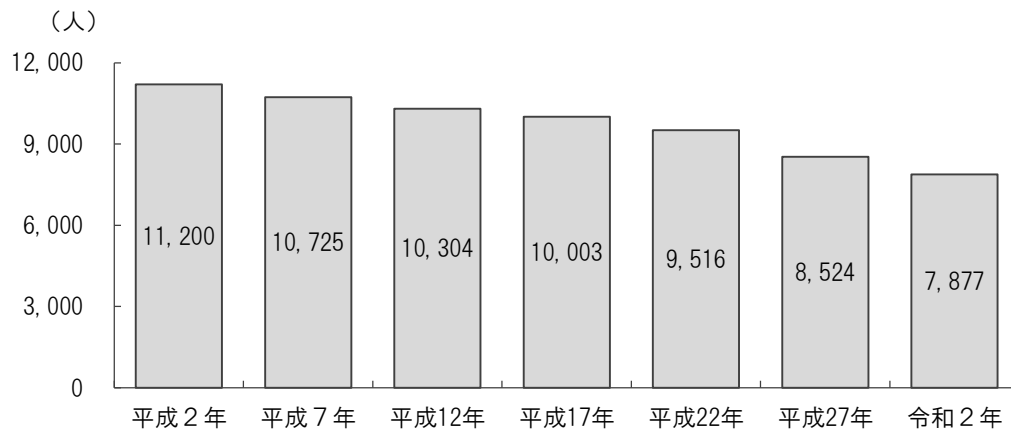
第2章

南伊豆町の地域福祉の現状

1. 人口などの推移

(1) 人口・世帯数・人口動態

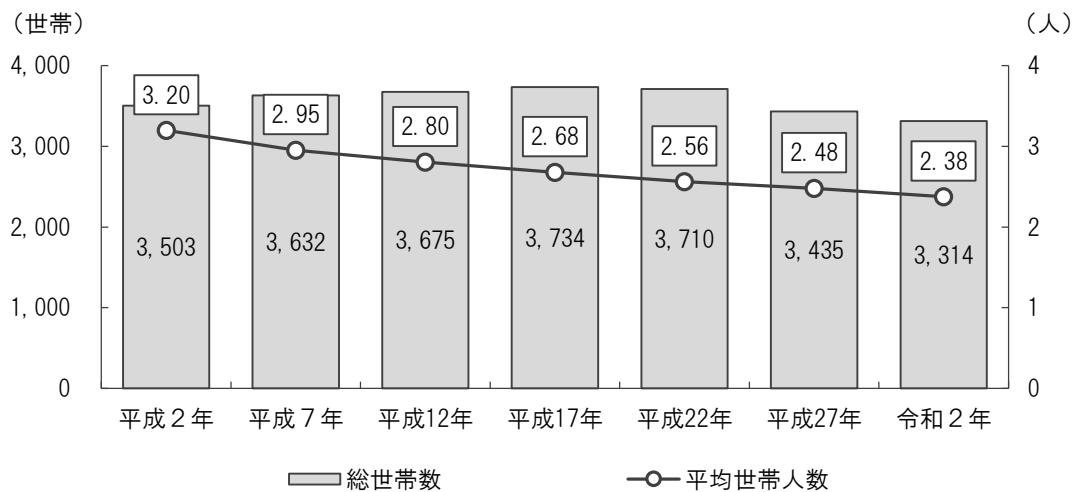
① 総人口の推移



資料：国勢調査

総人口をみると、平成2年の11,200人から減少傾向にあり、令和2年では7,877人となっています。

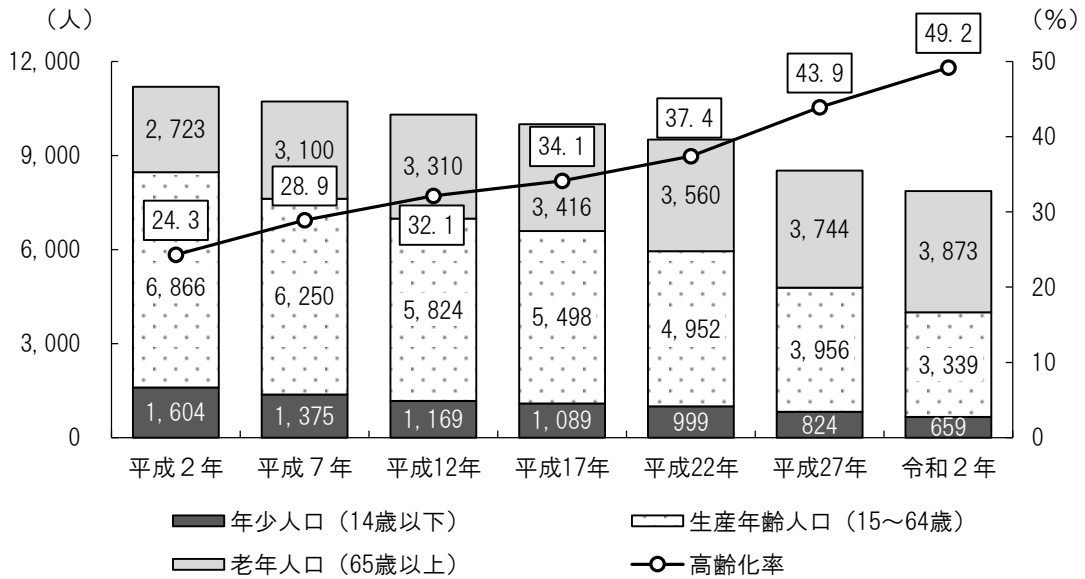
② 世帯数の推移



資料：国勢調査

世帯数をみると、令和2年では3,314世帯となっています。平均世帯人数は令和2年では2.38人となっており、平成2年から0.82人減少しています。

③年齢3区分別人口の推移

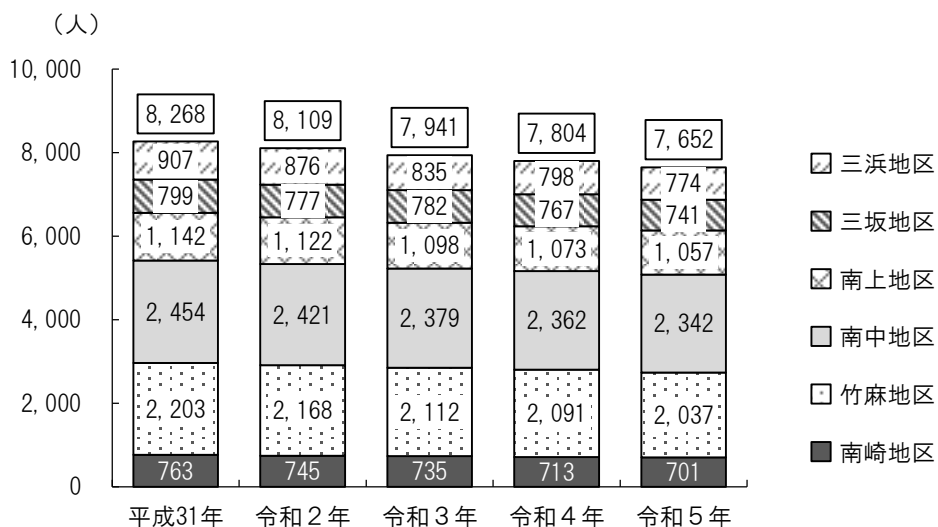


※高齢化率は、年齢不詳の者を除いて算出しています。

資料：国勢調査

年齢3区分別人口をみると、令和2年では年少人口が659人、生産年齢人口が3,339人、老年人口が3,873人となっています。平成2年と比較すると、それぞれ年少人口は約59%、生産年齢人口は約51%減少し、一方で、老年人口は約42%増加しています。

④地区別人口の推移



資料：町民課（町勢要覧）（各年4月1日現在）

地区別人口をみると、平成31年と令和5年との比較において、三浜地区は133人減少しており、減少率は約15%と最も大きくなっています。また、南中地区は約5%、それ以外の地区は各7~8%程度の減少率となっています。

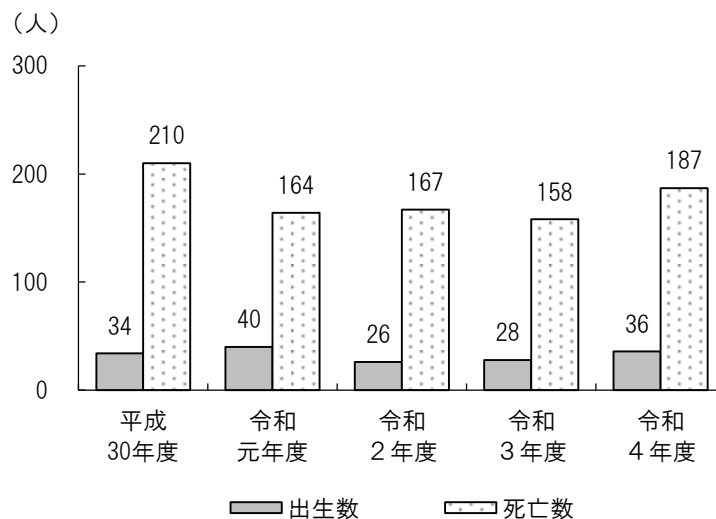
⑤地区別世帯数と人口構成比（令和5年）

地区名	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口構成比
		男	女	総数	
南崎地区	305	340	361	701	9.2%
竹麻地区	997	966	1,071	2,037	26.6%
南中地区	1,264	1,136	1,206	2,342	30.6%
南上地区	498	504	553	1,057	13.8%
三坂地区	381	362	379	741	9.7%
三浜地区	432	381	393	774	10.1%
合計	3,877	3,689	3,963	7,652	100.0%

資料：町民課（町勢要覧）（令和5年4月1日現在）

地区別世帯数をみると、南中地区のみ1,000世帯を超えています。地区別人口構成比は、南中地区と竹麻地区の合計が全体の半数以上を占めています。

⑥自然動態の推移

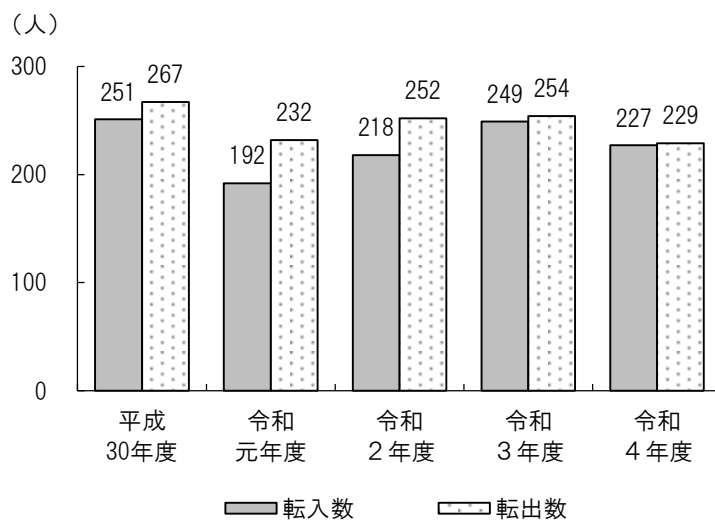


資料：町民課（町勢要覧）

自然動態※をみると、令和4年度の出生数は36人、死亡数は187人となり、自然増減は151人減少となっています。いずれの年度も、死亡数は出生数の約4～6倍で、自然増減数は120～180人の減少で推移していることから、人口減少が顕著に表れています。

※自然動態：一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

⑦社会動態の推移



資料：町民課（町勢要覧）

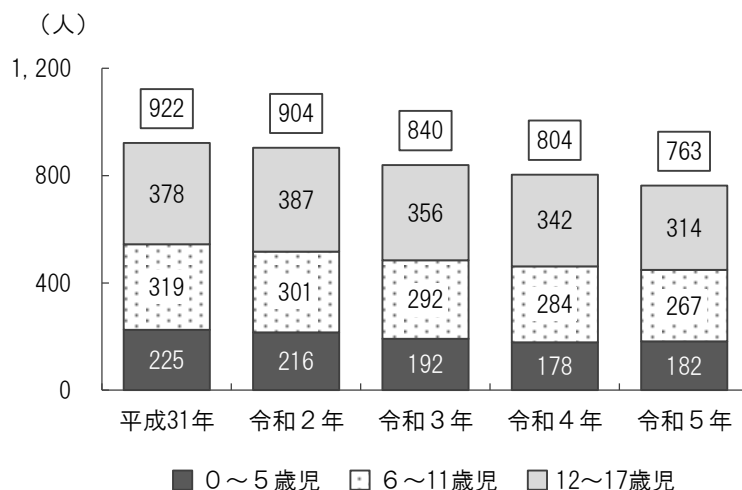
社会動態※をみると、令和4年度の転入数は227人、転出数は229人となり、社会増減は2人減少となっています。平成30年度以降、すべての年度で転出数が転入数を上回っています。

※社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

2. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 子どもを取り巻く現況

①児童人口の推移



資料：町民課（住民基本台帳）（各年4月1日現在）

児童人口をみると、平成31年以降減少が続いており、令和5年では763人と、800人を下回っています。

②認定こども園年齢別児童数（令和5年）

名称	定員	措置児童数						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総数
南伊豆 認定こども園	225	3	17	14	38	32	29	133
	職員数							
	園長	保育教諭	調理員					
	1	25	0					

資料：福祉介護課（町勢要覧）（令和5年4月1日現在）

③各小学校学年別児童数（令和5年）

名称	学級数 (組)	児童数						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	総数
南中小学校	8	14	13	12	14	25	26	104
南上小学校	6	4	8	10	8	5	11	46
南伊豆東小学校	8	13	19	23	20	13	25	113
合計	22	31	40	45	42	43	62	263

※特別支援学級在籍児を含む

資料：教育委員会（町勢要覧）（令和5年5月1日現在）

④各中学校学年別生徒数（令和5年）

（人）

名称	学級数 （組）	生徒数			
		1年生	2年生	3年生	総数
南伊豆東中学校	4	18	12	19	49
南伊豆中学校	5	34	30	28	92
合計	9	52	42	47	141

※特別支援学級在籍児を含む

資料：教育委員会（町勢要覧）（令和5年5月1日現在）

⑤高等学校学年別生徒数（令和5年）

（人）

名称	学級数 （組）	生徒数			
		1年生	2年生	3年生	総数
下田高等学校南伊豆分校	3	21	16	20	57

資料：下田高等学校南伊豆分校（町勢要覧）（令和5年5月1日現在）

⑥子ども会数及び会員数の推移

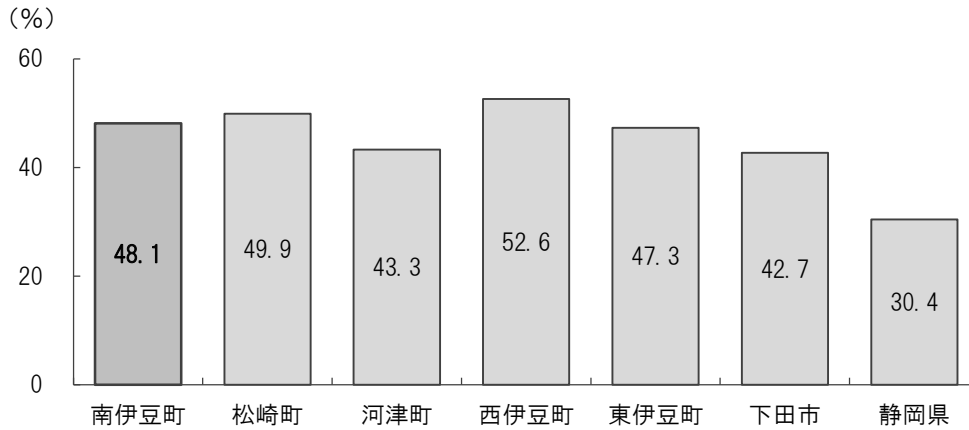
（団体、人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども会数	25	25	25	25	25
会員数	309	288	281	276	241

資料：社会福祉協議会（町勢要覧）（各年度4月1日現在）

(2) 高齢者を取り巻く現況

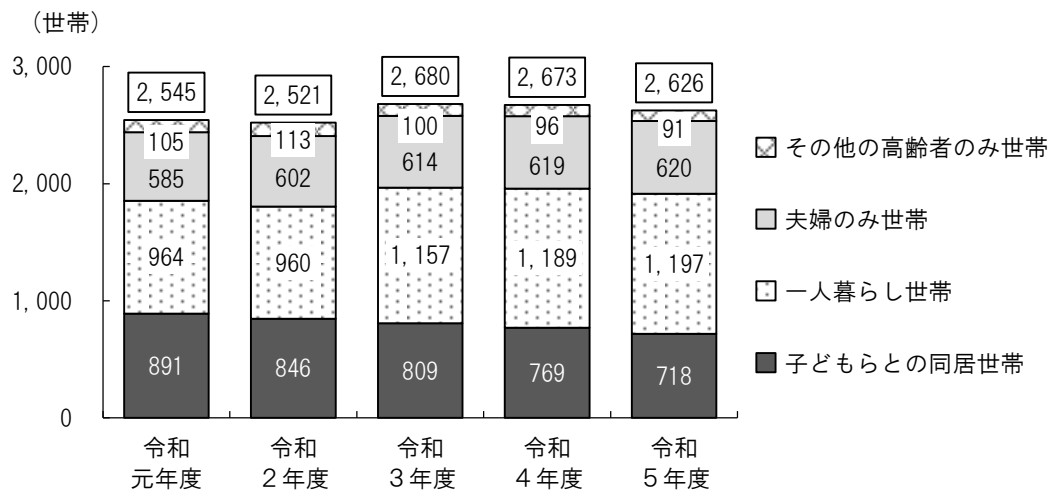
① 高齢化率の比較（令和5年）



資料：令和5年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査（令和5年4月1日現在）

高齢化率をみると、48.1%となっており、近隣市町との比較では西伊豆町、松崎町に次いで高くなっています。また、静岡県との比較においても、大幅に上回っています。

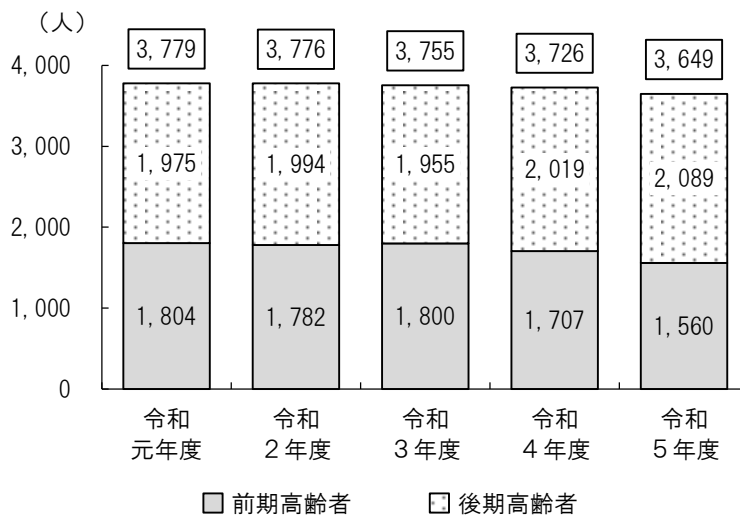
② 高齢者世帯の状況の推移



資料：福祉介護課（町勢要覧）（各年度4月1日現在）

高齢者世帯の状況を見ると、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯が増加傾向にある一方、子どもらとの同居世帯は減少を続けています。

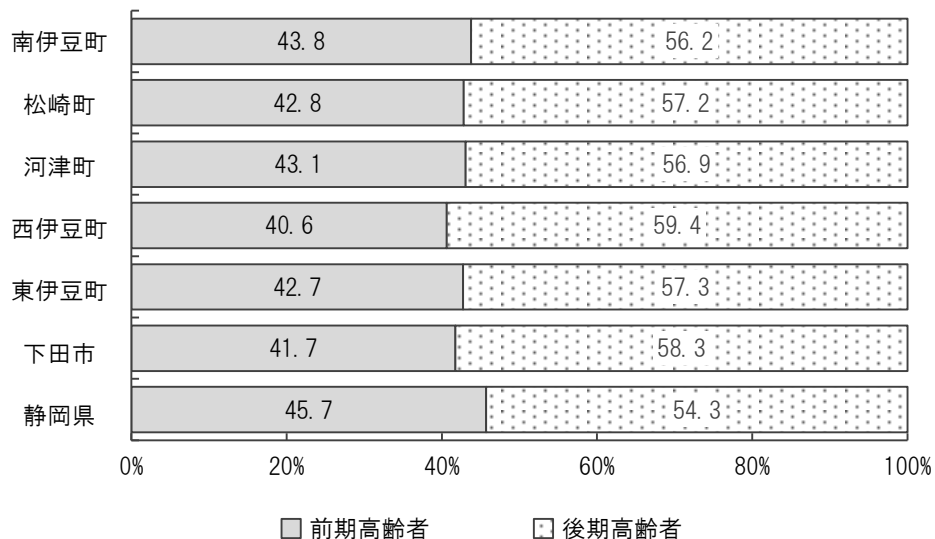
③前期高齢者数・後期高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

高齢者数をみると、令和5年度では、65～74歳の前期高齢者は1,560人、75歳以上の後期高齢者は2,089人となっており、令和元年度以降、後期高齢者数が前期高齢者数を上回った状態で推移しています。

④前期高齢者割合・後期高齢者割合の比較（令和5年）



資料：令和5年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査（令和5年4月1日現在）

高齢者割合をみると、前期高齢者割合は43.8%、後期高齢者割合は56.2%と、後期高齢者がやや上回っています。前期高齢者割合は近隣市町の中で最も多くなっていますが、静岡県平均との比較ではわずかに下回っています。

⑤介護保険加入状況の推移

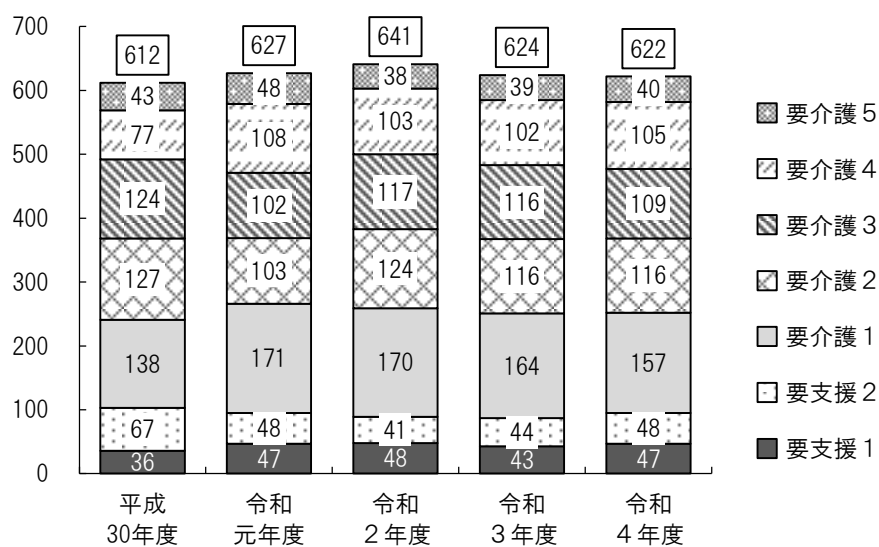
(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住民登録人口	8,268	8,109	7,941	7,804	7,652
第1号被保険者数	3,714	3,691	3,686	3,664	3,630
加入割合	44.9%	45.5%	46.4%	47.0%	47.4%

資料：福祉介護課（町勢要覧）（各年度末日現在）

⑥要介護（要支援）認定者数の推移

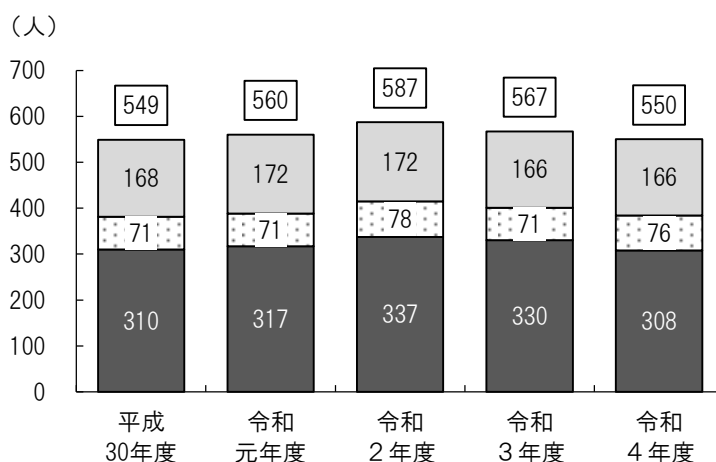
(人)



資料：福祉介護課（町勢要覧）（各年度末日現在）

要介護（要支援）認定者数をみると、令和4年度では、合計人数は622人となっています。平成30年度からは増加傾向にありましたが、令和2年度をピークに減少に転じています。

⑦介護保険サービス※¹受給者数の推移



■ 居宅介護サービス受給者 □ 地域密着型サービス受給者 □ 施設介護サービス受給者
 ※重複あり。予防給付を含む。

資料：福祉介護課（町勢要覧）（各年度末日現在）

介護保険サービス別受給者数をみると、令和4年度では、居宅介護サービス受給者が308人、地域密着型サービス受給者が76人、施設介護サービス受給者が166人となっています。いずれの年度においても、居宅介護サービス受給者が半数以上を占めています。

⑧老人クラブ※²及び会員数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数（クラブ）	20	20	20	17	17
加入対象者数	3,772	3,766	3,756	3,742	3,682
会員数	611	625	589	556	522
加入率	16.2%	16.6%	15.7%	14.9%	14.2%

資料：福祉介護課（町勢要覧）（各年度4月1日現在）

⑨高齢者サロン※³数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者サロン数	18	19	16	16	14

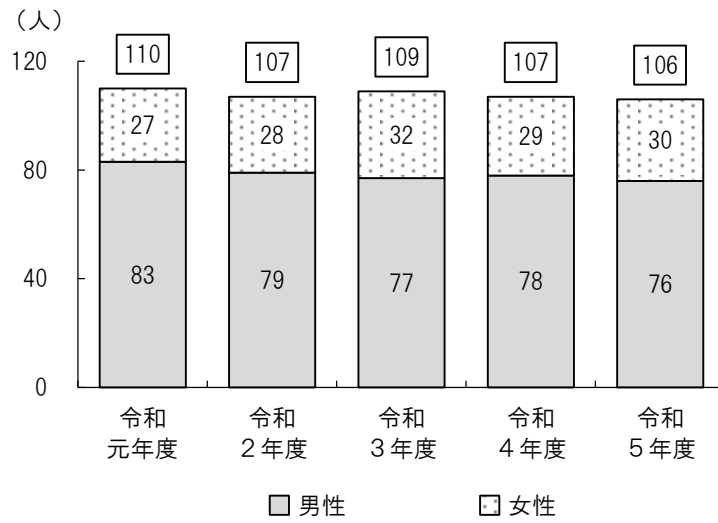
資料：福祉介護課（各年度4月1日現在）

※¹ **介護保険サービス**：主に65歳以上で要介護・要支援の認定を受けた方が利用できる介護サービス。種類は以下の通り。
 居宅介護サービス…訪問介護や通所介護、短期入所生活介護など、自宅にしながら利用できる介護サービス。
 地域密着型サービス…認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護など、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう町指定の事業者が地域住民に提供するサービス。
 施設介護サービス…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などの介護施設サービス。

※² **老人クラブ**：地域を基盤とした、高齢者による自主的な組織のこと。生活を豊かにする活動を行うとともに、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを活動の目的としている。

※³ **高齢者サロン**：地域の高齢者が集まり、おしゃべりや趣味の活動などを通じて、交流・仲間づくりを行う場所。

⑩南伊豆町シルバー人材センター会員数の推移

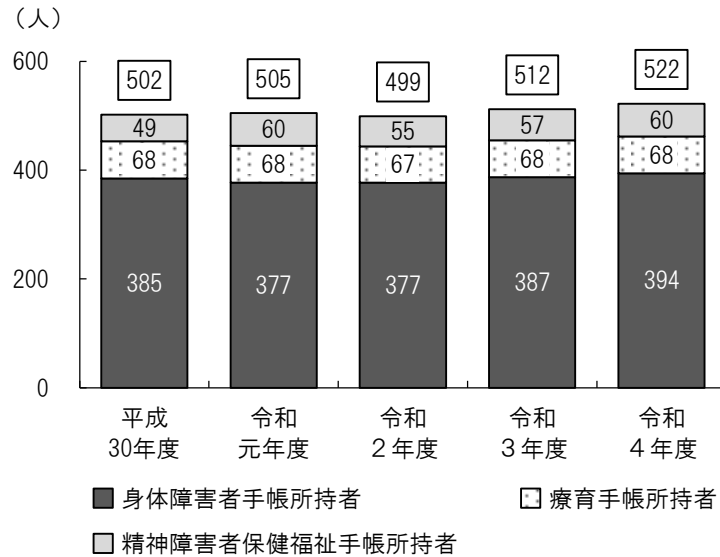


資料：シルバー人材センター（町勢要覧）
 （各年度4月1日現在、※令和元年度のみ6月1日現在）

南伊豆町シルバー人材センター会員数をみると、令和5年度では、男性76人、女性30人、合計106人となっています。令和元年度以降、会員数はほぼ横ばいとなっています。

(3) 障害者を取り巻く現況

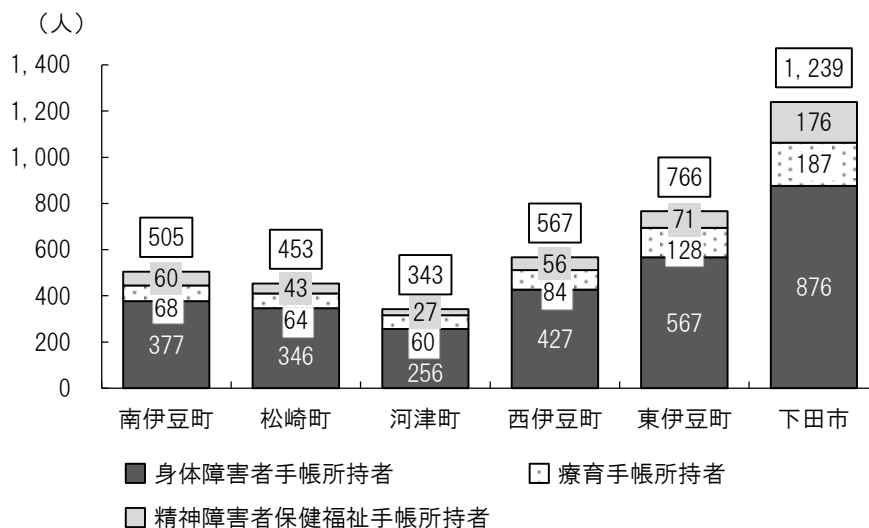
①各種障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉介護課（各年度末日現在）

各種障害者手帳所持者数をみると、令和4年度では身体障害者手帳所持者が394人、療育手帳所持者が68人、精神障害者保健福祉手帳所持者が60人となっています。平成30年度以降、いずれの手帳所持者数も増減はありますが、令和2年度以降は増加傾向がみられます。

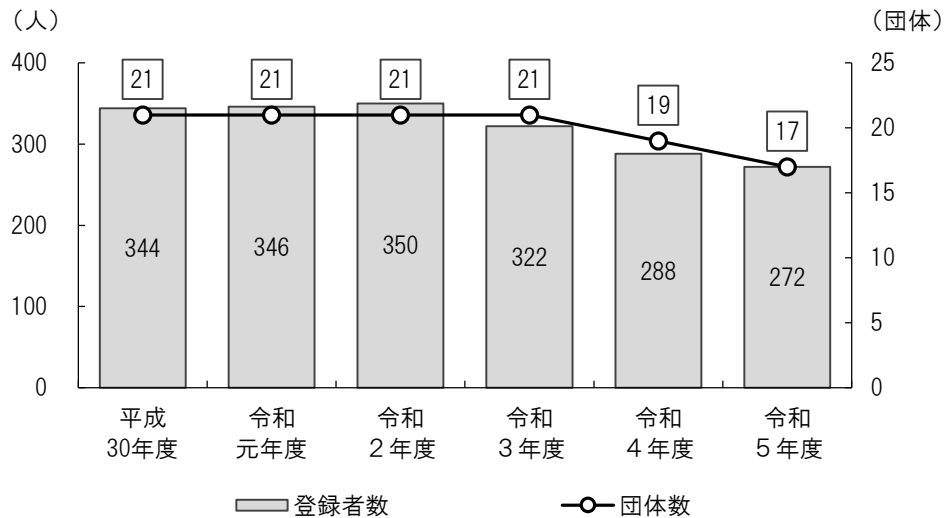
②各種障害者手帳所持者数の比較（令和元年度）



資料：各市町データ（令和元年度末日現在）

(4) その他の地域福祉を取り巻く現況

① ボランティア登録者数及び団体数の推移



資料：社会福祉協議会（各年度4月1日現在）

ボランティア登録者数をみると、令和2年度をピークに減少に転じており、令和5年度には272人となっています。ボランティア団体数は、令和3年度までは21団体と変化はありませんでしたが、令和4年度以降は2団体ずつ減少しています。

② 自治会加入世帯数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象世帯	3,920	3,904	3,883	3,903	3,901	3,877
加入世帯	3,364	3,361	3,329	3,292	3,285	3,216
加入率	85.8%	86.1%	85.7%	84.3%	84.2%	83.0%

資料：総務課（各年度4月1日現在）

③ 外国人登録者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	8,372	8,214	8,044	7,889	7,765	7,556
外国人登録者	34	35	41	45	49	60
総人口に対する比率	0.41%	0.43%	0.51%	0.57%	0.63%	0.79%

資料：町民課（住民基本台帳）（各年度10月1日現在）

④民生委員・児童委員による相談件数の推移

(件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	430	354	204	263	263

資料：福祉行政報告例（各年度末日現在）

民生委員・児童委員*による相談件数をみると、令和2年度まで減少傾向にありましたが、令和3年度以降は263件となっています。

⑤民生委員・児童委員による内容別相談・支援件数（令和4年度分）

(件)

相談内容	相談・支援件数	相談内容	相談・支援件数
在宅福祉	21	年金・保険	4
介護保険	5	仕事	0
健康・保健医療	9	家族関係	23
子育て・母子保健	0	住居	2
子どもの地域生活	2	生活環境	3
子どもの教育・学校生活	4	日常的な支援	87
生活費	10	その他	93
		合 計	263

資料：福祉行政報告例（令和4年度末日現在）

⑥民生委員・児童委員による分野別相談・支援件数（令和4年度分）

(件)

	相談・支援件数
高齢者に関すること	222
障害者に関すること	9
子どもに関すること	5
その他	27
合 計	263

資料：福祉行政報告例（令和4年度末日現在）

*民生委員・児童委員：地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者などへの訪問・相談など、住民が安心して暮らせるよう支援を行い、また児童委員として、児童及び妊産婦の相談に応じ必要な援助を行うとともに児童健全育成に関する気運の醸成に努めるため、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動している。

⑦生活保護受給世帯数の推移

(世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護受給世帯数	74	73	73	65

資料：福祉介護課（町勢要覧）（各年度4月1日現在）

⑧児童扶養手当受給世帯数の推移

(世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給世帯数	54	51	46	44	40

資料：福祉介護課（各年度8月1日現在）

⑨母子家庭等医療受給世帯数の推移

(世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子家庭等医療受給世帯数	26	26	23	21	18

資料：福祉介護課（各年度7月1日現在）

3. 町民アンケート調査結果からみる現状

(1) 町民アンケート調査の概要

■調査の目的

町民の方より地域福祉に関するご意見をいただき、本計画策定の基礎資料とするため。

■調査の設計

対象者：南伊豆町在住の18歳以上の男女

標本数：1,000人

調査方法：郵送配付一郵送回収

調査期間：令和5年6月28日～7月14日

■回収結果

発送数：1,000件 有効回収数：524件（有効回収率：52.4%）

■注意事項

- ・アンケート調査結果の一部を抜粋して掲載しています。
- ・回答率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・表またはグラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

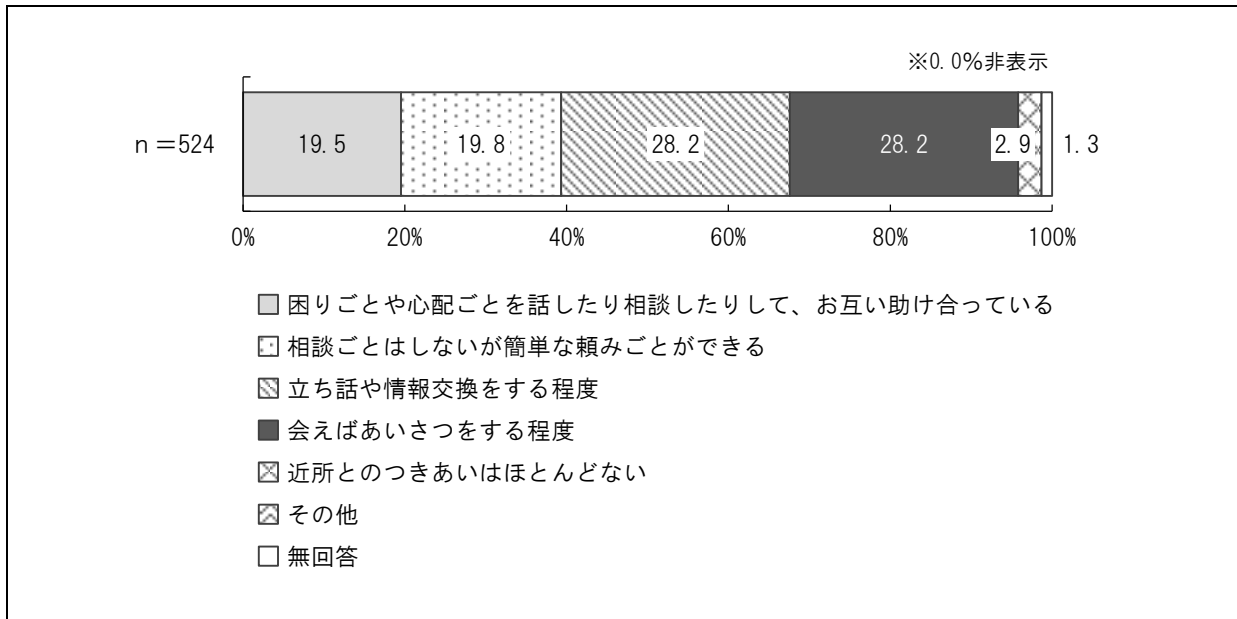
(2) 町民アンケート調査の結果

①回答者の属性

(n = 524)

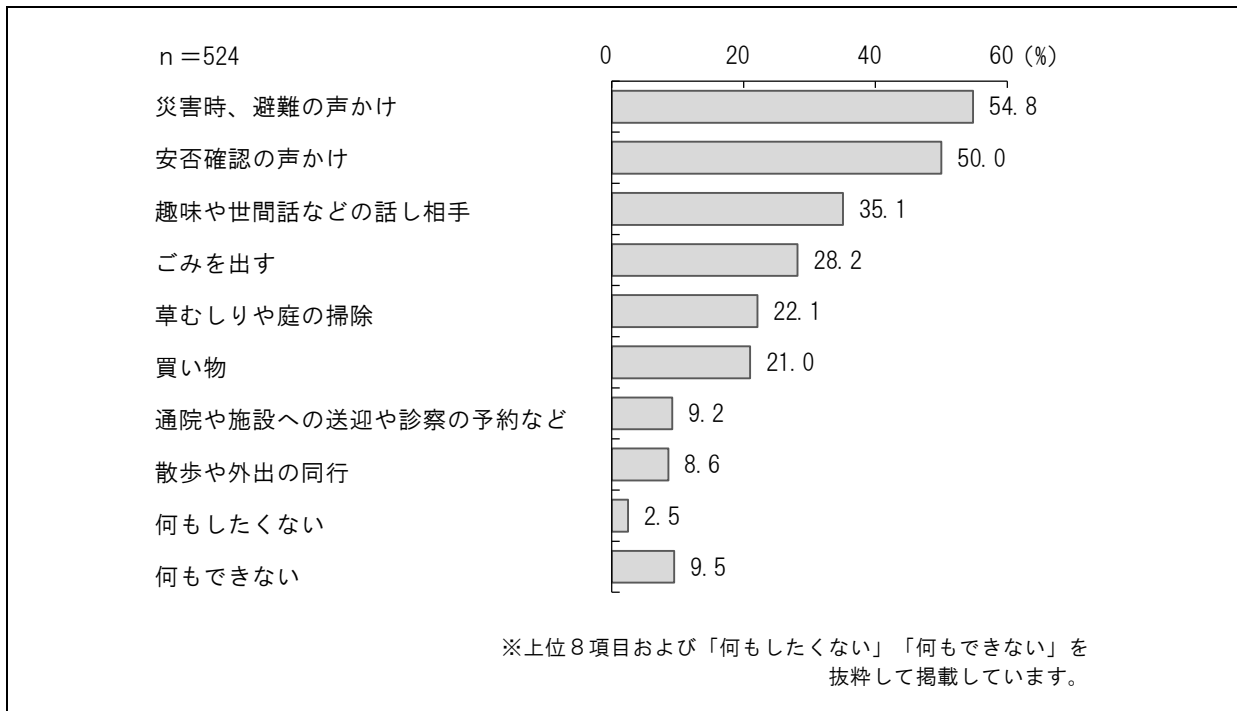
■性別		■家族構成	
男性	50.4%	ひとり暮らし（単身赴任・学生なども含む）	14.7%
女性	48.9%	夫婦のみ	27.3%
その他	0.0%	2世代〔両親と子など〕	36.5%
無回答	0.8%	2世代〔ひとり親と子など（母子家庭、父子家庭）〕	7.3%
■年齢		3世代や4世代〔親と子と孫など〕	10.9%
20代以下	11.3%	その他	2.7%
30代	11.5%	無回答	0.8%
40代	14.5%	■居住歴	
50代	15.6%	南伊豆町に生まれてからずっと住んでいる	26.0%
60代	18.7%	南伊豆町出身だが、町外での居住経験がある（学生時代を除く）	29.2%
70歳以上	27.3%	県内の他の市町から転入してきた	20.4%
無回答	1.1%	県外から転入してきた	23.7%
		無回答	0.8%

②近所づきあいの程度



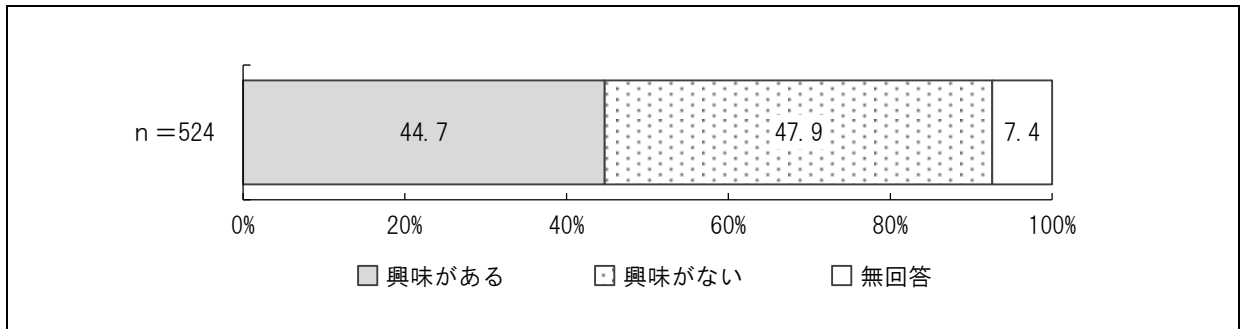
近所づきあいの程度は、「立ち話や情報交換をする程度」「会えばあいさつをする程度」がともに約3割、「困りごとや心配ごとを話したり相談したりして、お互い助け合っている」「相談ごとはしないが簡単な頼みごとができる」がともに約2割を占めています。

③となり近所の助けあいとして、できると思うこと（複数回答可）



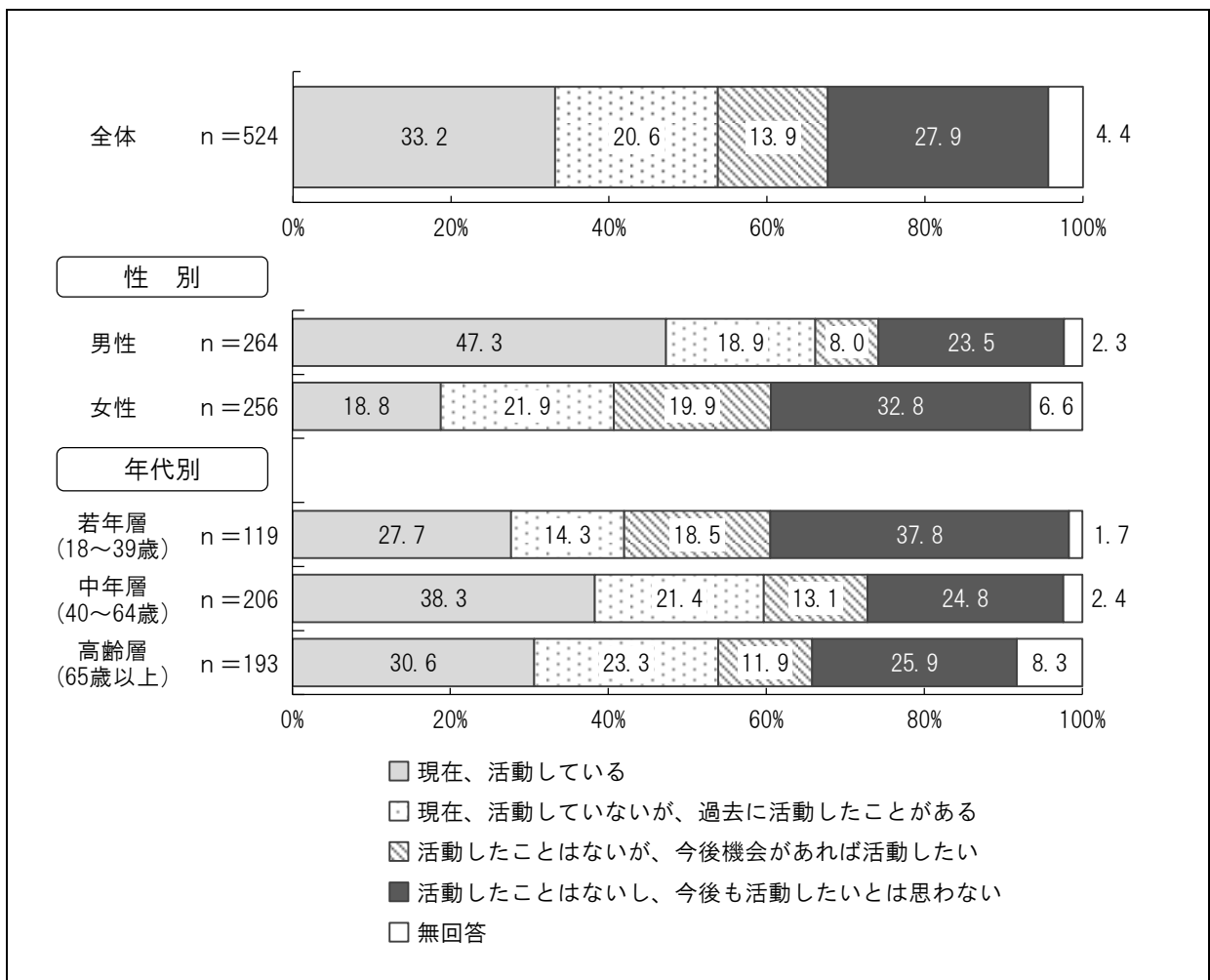
となり近所の助けあいとして、「災害時、避難の声かけ」や「安否確認の声かけ」ならできると思うと、それぞれ半数以上の方が回答しています。次いで、話し相手やごみ出しなどが挙げられています。

④地域活動に対する興味



地域活動に対する興味は、ある人とない人の割合がほぼ半々となっています。

⑤組織的な地域活動経験

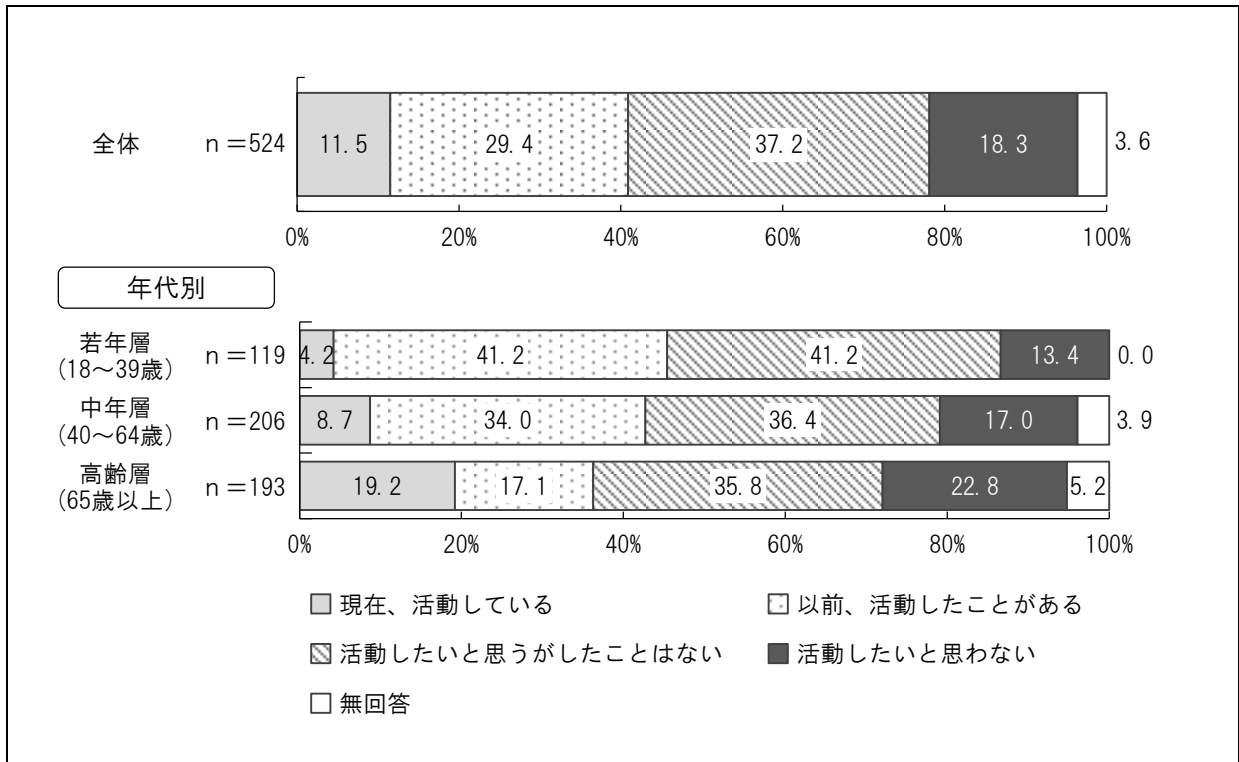


自治会活動など何らかの組織的な地域活動は、「現在、活動している」が33.2%、「活動したことはないし、今後も活動したいとは思わない」が27.9%などの順となっています。

性別でみると、現在活動中の男性の割合は約5割で、女性の約2.5倍となっています。

年代別の特徴としては、若年層において活動経験も今後の活動意欲もない人、中年層においては現在活動中である人が、それぞれ約4割を占めて多くなっています。

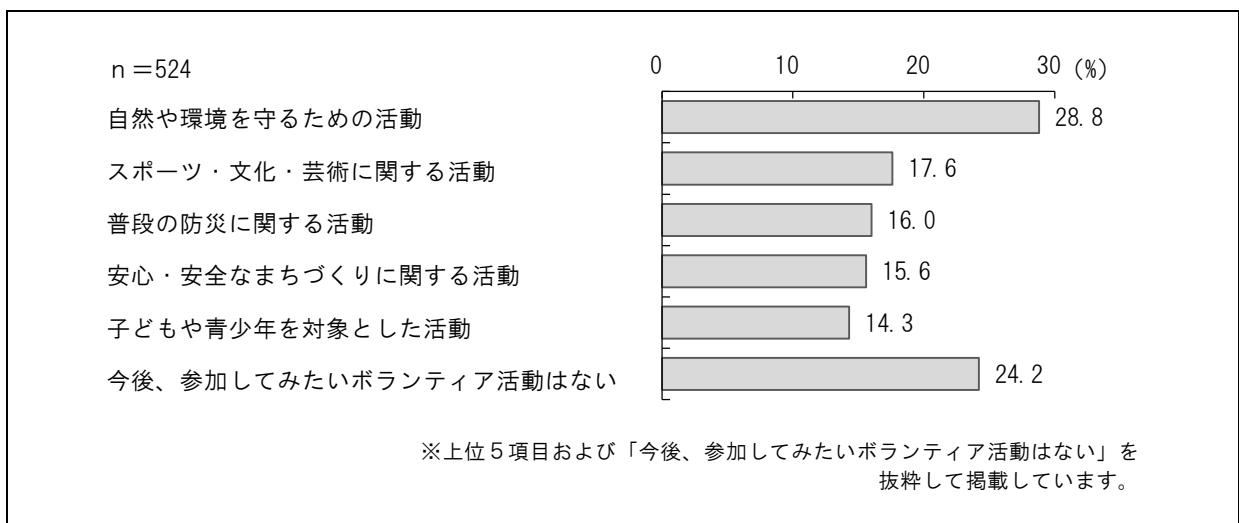
⑥ボランティア活動経験



ボランティアの活動経験は、約4割が「活動したいと思うがしたことはない」と回答しています。また、『活動経験がある』（「現在、活動している」と「以前、活動したことがある」の合計）という人も約4割を占めています。

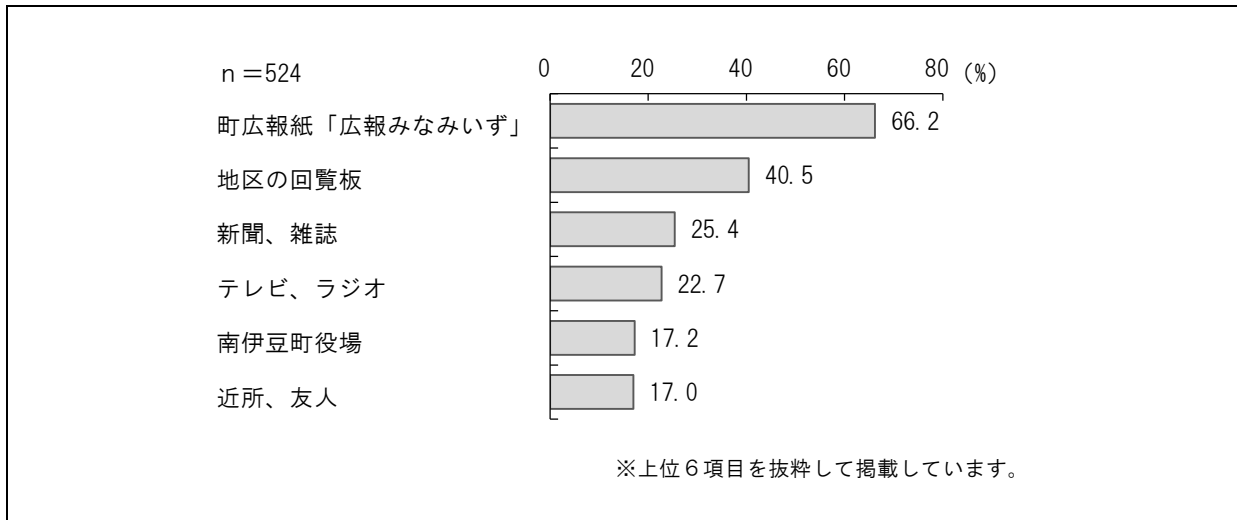
年齢層が高いほど現在活動中の人の割合が多く、高齢層では約2割を占めています。

⑦今後参加してみたいボランティア活動（複数回答可）



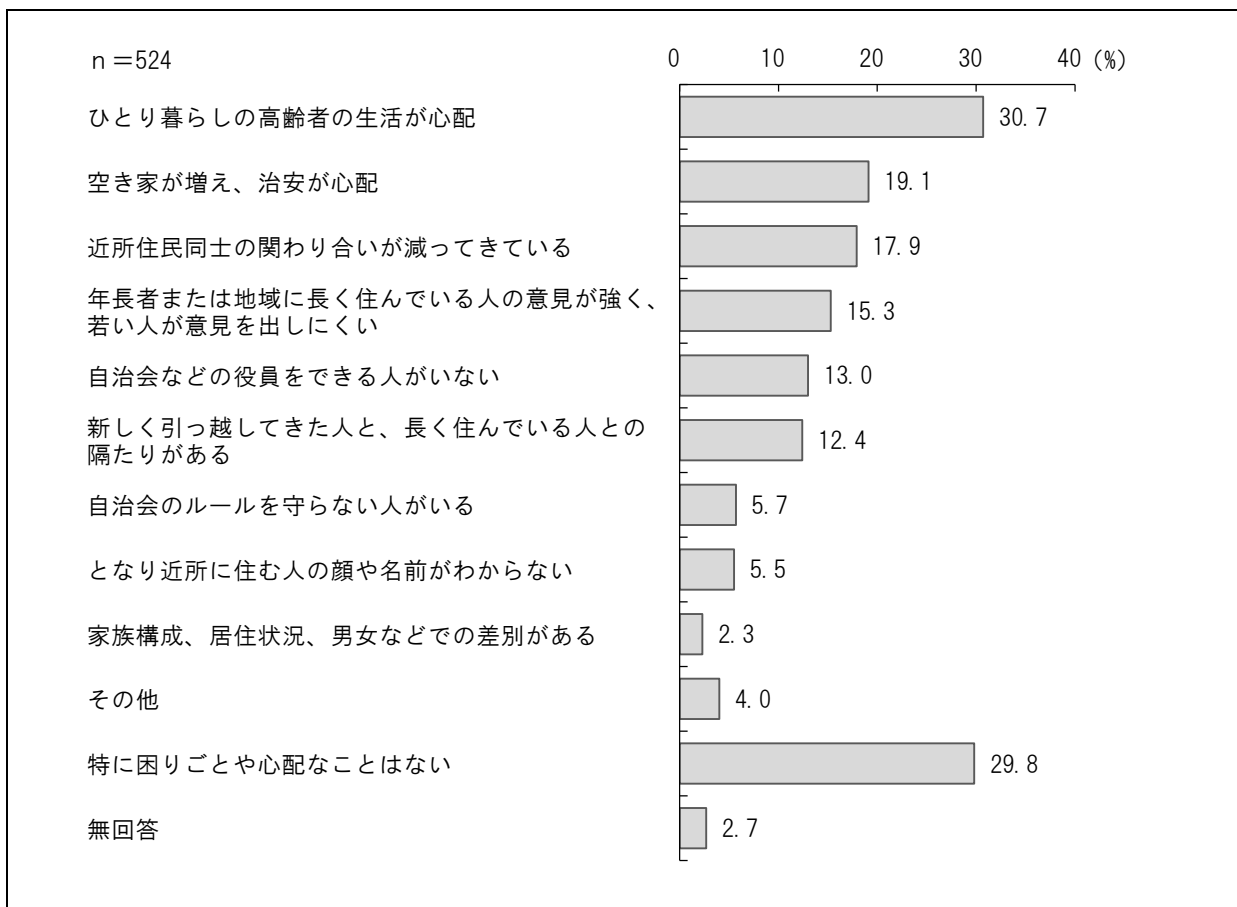
今後参加してみたいボランティア活動は、「自然や環境を守るための活動」が約3割を占めて最も多くなっています。一方で、参加したい活動がない人も2割以上を占めています。

⑧福祉に関する情報源（複数回答可）



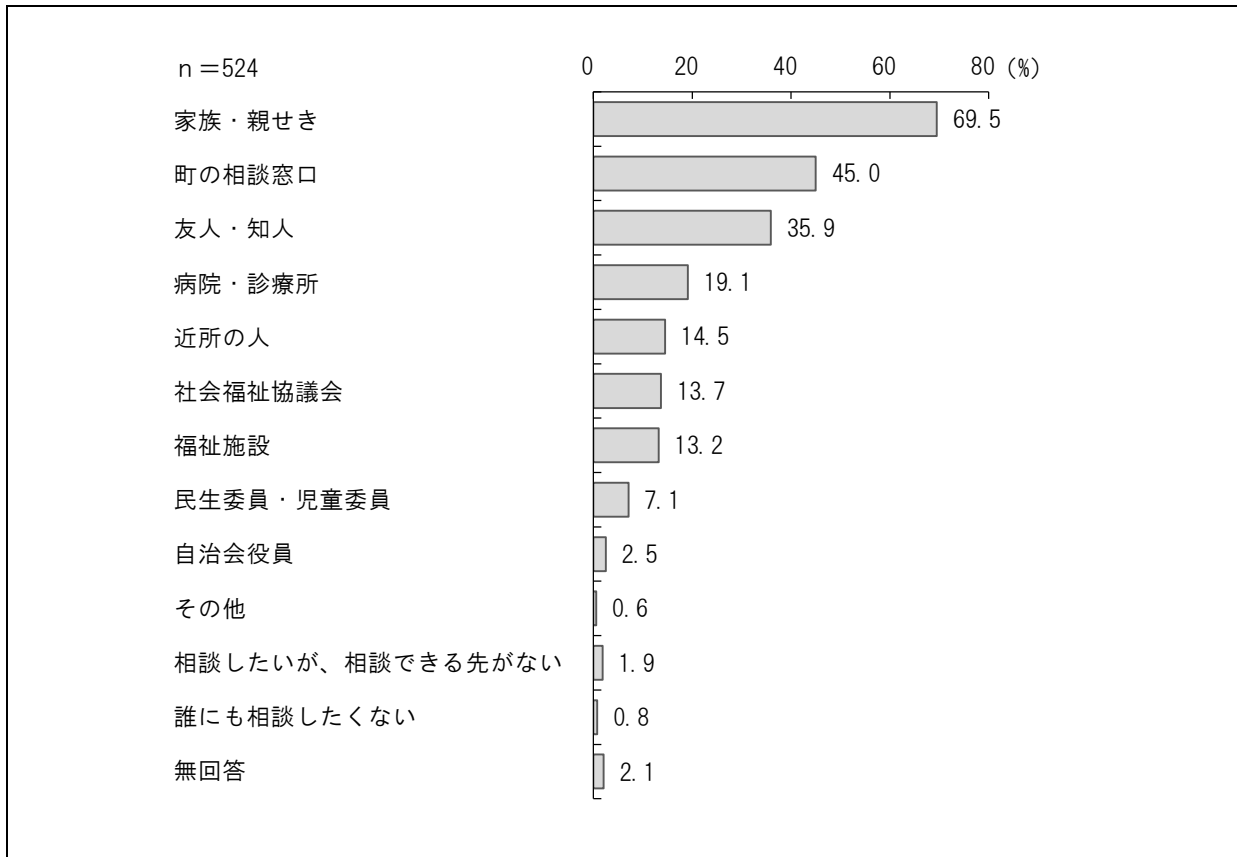
福祉に関する情報源は、「町広報紙『広報みなみいず』」(66.2%)が最も多くなっています。

⑨地域で生活する中での困りごとや心配なこと（複数回答可）



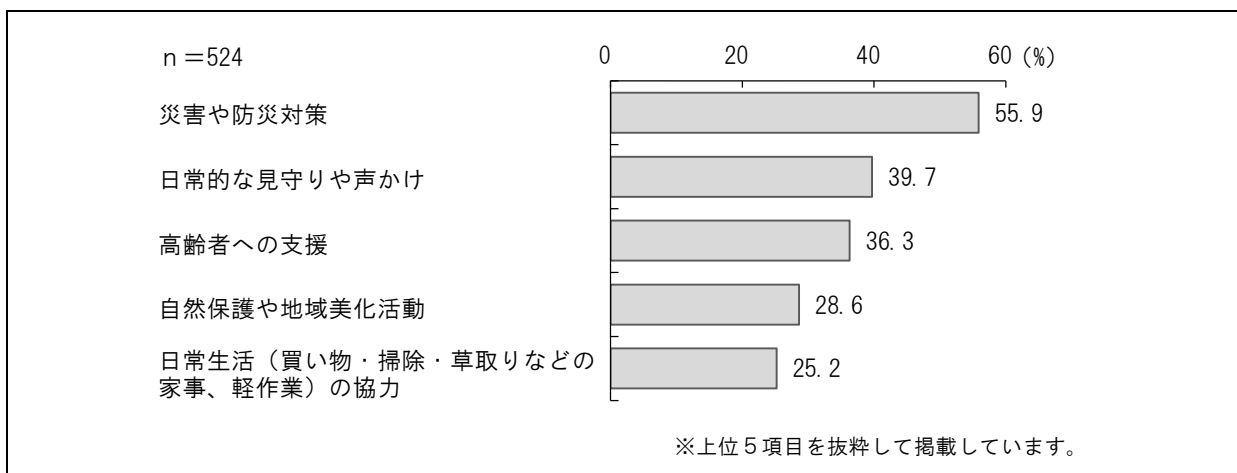
地域で生活する中での困りごとや心配なことは、「ひとり暮らしの高齢者の生活が心配」(30.7%)、「空き家が増え、治安が心配」(19.1%)などの順で多くなっています。一方、「特に困りごとや心配なことはない」は29.8%となっています。

⑩日常生活での困りごとや福祉サービスが必要なときの相談先（複数回答可）



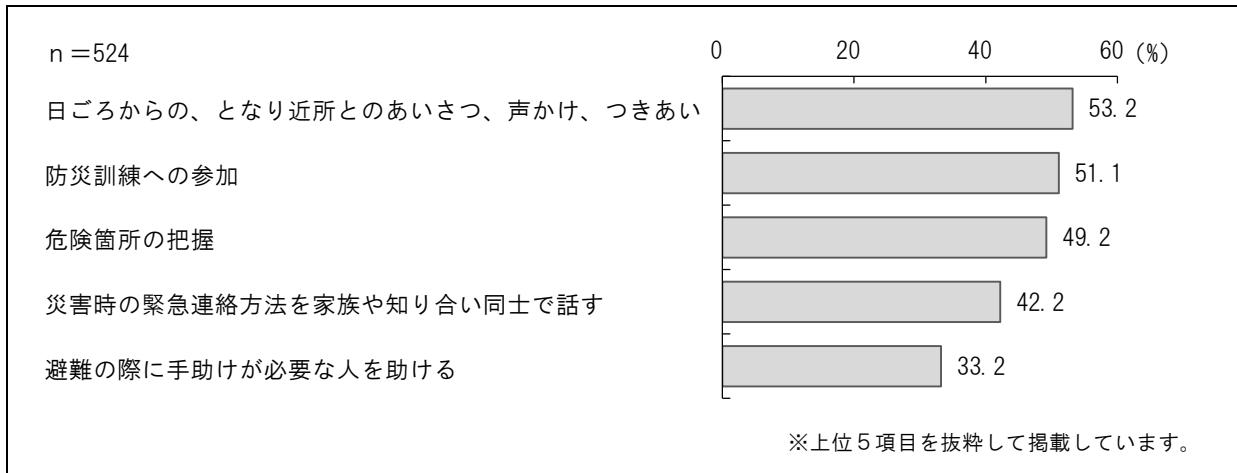
福祉に関する主な相談先は、「町の相談窓口」が45.0%を占めており、「家族・親せき」(69.5%)の次に多くなっています。

⑪地域としての役割や地域の人が協力する取り組みに期待すること（複数回答可）



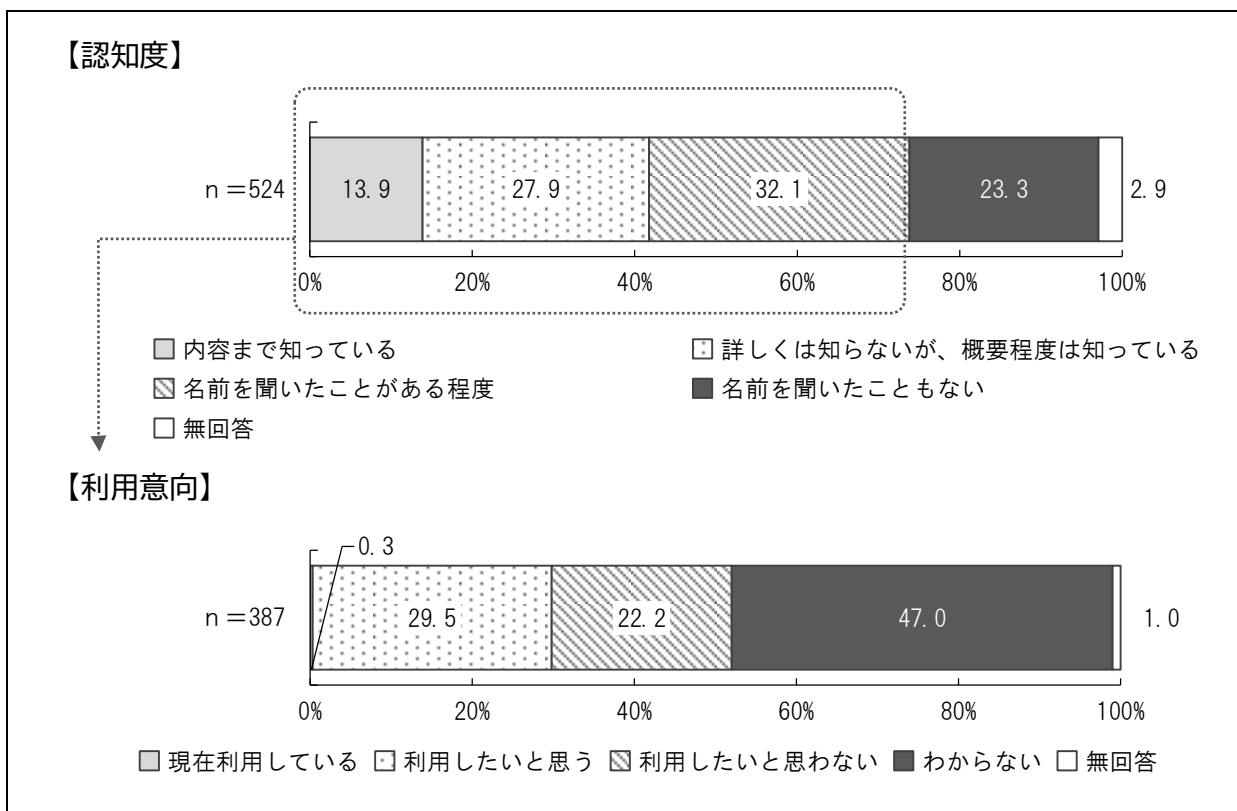
地域としての役割や地域の人が協力する取り組みに期待することは、「災害や防災対策」が半数以上を占めて最も多くなっています。

⑫災害時に備え、地域での助けあいについてできること（複数回答可）



災害時（地震や台風など）に備え、地域での助けあいについてできることは、「日ごろからの、となり近所とのあいさつ、声かけ、つきあい」「防災訓練への参加」「危険箇所の把握」がそれぞれ約半数を占めています。

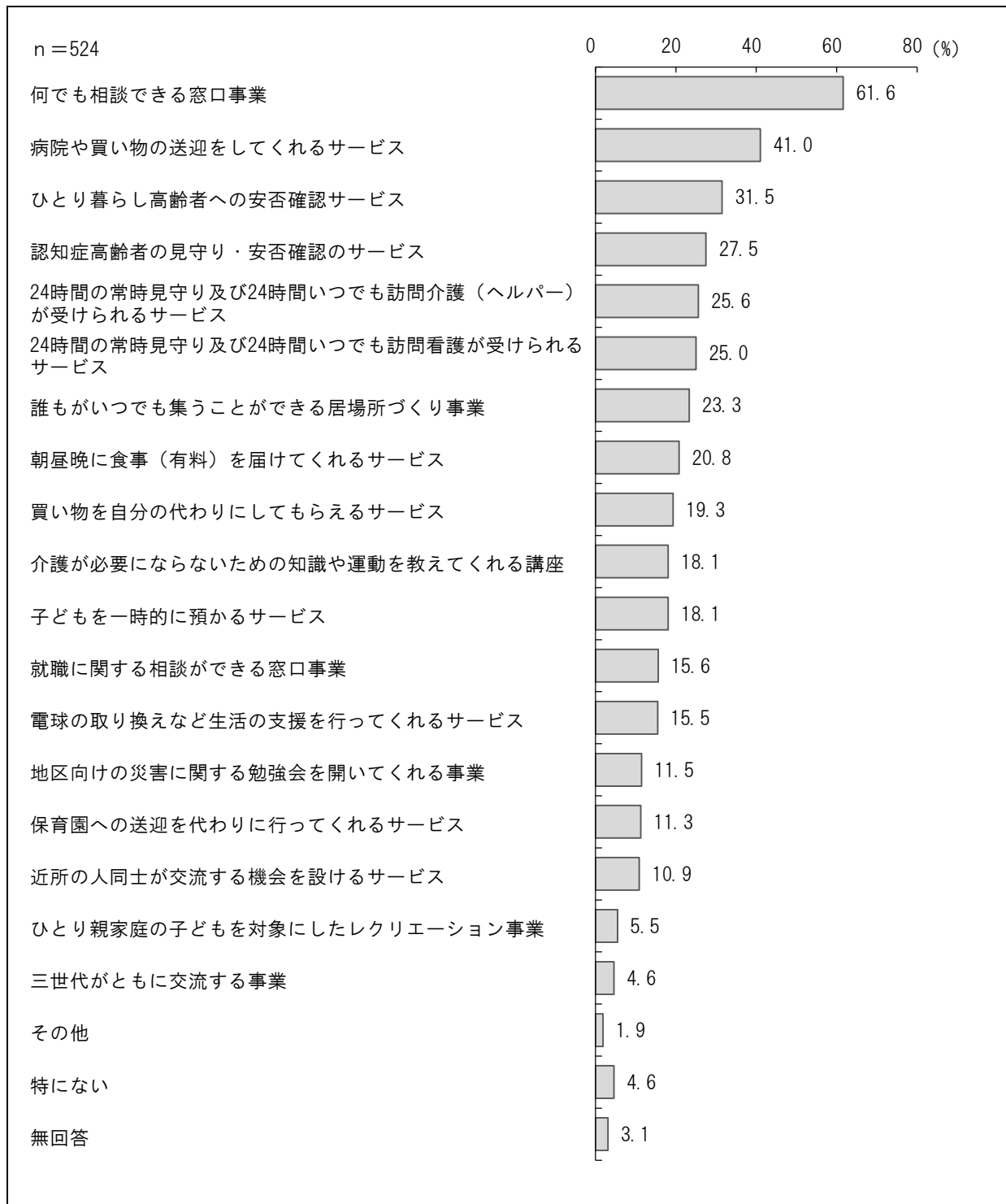
⑬成年後見制度の認知度と利用意向



成年後見制度の認知度は、「名前を聞いたことがある程度」が32.1%、「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が27.9%などの順となっています。

また、「名前を聞いたことがある程度」以上の認知度の人に対して、今後の利用意向を尋ねたところ、『利用意向あり』（「現在利用している」と「利用したいと思う」の合計）は約3割となっています。

⑭あつたらしいと思うサービスや事業（複数回答可）



あつたらしいと思うサービスや事業は、「何でも相談できる窓口事業」が6割以上を占めて最も多くなっています。次いで、「病院や買い物の送迎をしてくれるサービス」が41.0%、「ひとり暮らし高齢者への安否確認サービス」が31.5%などとなっています。

第3章

基本理念・基本目標・施策の体系

1. 基本理念

本町の地域福祉の現状をみると、少子高齢化の進行に伴う人口減少や高齢化率の増加、ひとり暮らし高齢者の増加などの傾向がうかがえます。こうした現状から、地域における担い手の不足や地域における相互扶助機能の弱体化、生活課題を抱えた人の孤独・孤立などの課題が懸念されます。

社会情勢や地域社会を取り巻く環境の変化により、生活課題は一層多様化・複雑化しており、既存の行政サービスだけではすべてに対応することが難しくなりつつあります。そこで、既存のサービスの枠を超え、行政と地域住民、関係機関等が相互に連携・協働しながら、地域で誰もが自分らしく、安心かつ充実した生活を送れる地域社会を基盤とした福祉活動を推進していくことが求められています。

そのため、本町では、地域住民一人ひとりが相手を尊重して受け入れる心を持ち、お互いに支えあう地域づくりを推進します。

本計画では、「第6次南伊豆町総合計画」における医療・福祉分野の基本目標『地域全体で支えあう地域包括ケアの確立による安心の暮らしづくり』を踏まえた上で、豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々のやさしさと思いやりのあふれる住みよいまちづくりを目指します。以上のことから、前期計画において設定した『豊かな自然とやさしさと思いやりのある住みよいまち』を継続して基本理念として掲げ、地域福祉の充実に向けた取り組みを推進します。

基本理念

豊かな自然とやさしさと
思いやりのある住みよいまち

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、本計画では以下の4つの基本目標を設定し、施策の推進を図ります。

基本目標1 【人づくり】 一人ひとりを尊重し、認めあうまちにしよう

地域福祉活動を推進するにあたって、地域住民の一人ひとりが、自分が地域福祉の担い手であると認識するとともに、互いを尊重し、支えあう意識を持つことが重要です。そのために、学校教育や生涯学習の機会を通じた福祉教育の充実に取り組むことで、子どもから高齢者まで誰もが福祉への関心を高め、人権尊重などについての考え方を理解してもらえよう努めます。

また、持続的かつ多様な地域福祉活動を展開していくため、福祉活動を担う人材の発掘・育成を進め、彼らを地域福祉活動に結びつけていくことで、地域のリーダーとなれる人材の育成を図ります。

加えて、適切な福祉サービスを提供するため、多方面での研修の実施・充実などを通して、知識や技術の高度化、ニーズの多様化に対応できる福祉従事者の育成・資質の向上を図る取り組みを進めます。

基本目標2 【ネットワークづくり】 住民みんなで支えあうまちにしよう

地域で発生する課題を把握・解決するためには、地域における人々の“つながり”が大切です。昨今、地域社会における住民同士のつながりが希薄化しつつあり、それに伴う地域の機能低下が懸念されます。その中で、身近な地域活動を活性化させることが重要となります。日頃のあいさつはもちろん、地域活動や交流機会などへの積極的な参加を通じて、住民同士の良好な関係を構築し、地域とのつながりを持つことができるよう、自治会活動の支援を行うとともに、機会の充実や参加しやすい雰囲気づくりを推進します。

また、町民のボランティア活動への参加の促進を通して、地域で生活課題を解決し、支えあい、助けあえる環境を整備するため、中心的活動団体である民生委員・児童委員や社会福祉協議会への活動支援を行うとともに、ボランティア活動に関する情報提供や体験できる場・講習会といったきっかけづくりに取り組むことで、町民がボランティア活動に親しめる環境づくりを図ります。

基本目標3 【仕組みづくり】 必要な福祉サービスを利用できるまちにしよう

地域福祉において重要となる、地域住民による支えあい活動を促進するとともに、行政においても、すべての町民が適切な支援を受けられる体制づくりを進め、地域福祉の推進を図っていきます。また、行政が提供している福祉サービスや子育て支援サービス、成年後見制度^{※1}や生活困窮者自立支援制度^{※2}などの各種制度について、より利用しやすく、町民にとって身近なものとするため情報提供の充実を図るとともに、適切なサービスの利用につながるよう、地域住民に対する相談体制の充実にも努めていきます。併せて、多様化・複雑化する生活課題や利用者からの福祉ニーズに対応するため、福祉サービスの充実・開発を図っていきます。

加えて、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まい等のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健・福祉・医療・介護等の関係機関の連携・協力体制の一層の強化を推進し、複雑な生活課題を抱えるケースに対しても包括的に対応できるようにしていきます。

基本目標4 【環境づくり】 誰もが安心して生活できるまちにしよう

すべての人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るため、国籍や性別の違い、年齢や障害の有無に関わらず誰もが安心・安全に生活を送ることのできる環境を整えることが重要です。そのために、災害に対して日頃から備えたり、犯罪や事件・事故を未然に防ぐための取り組みを地域ぐるみで行ったりすることによって、地域全体で行う防災・防犯体制に向けた取り組みを推進していきます。

また、災害や犯罪、事件・事故への対策をすると同時に、日常的に暮らしやすい環境を整備していくことも重要です。これに対し、本町では福祉の立場から、地域の住宅・道路・公共施設などのバリアフリー^{※3}化を推進するとともに、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザイン^{※4}のまちづくりに取り組んでいきます。

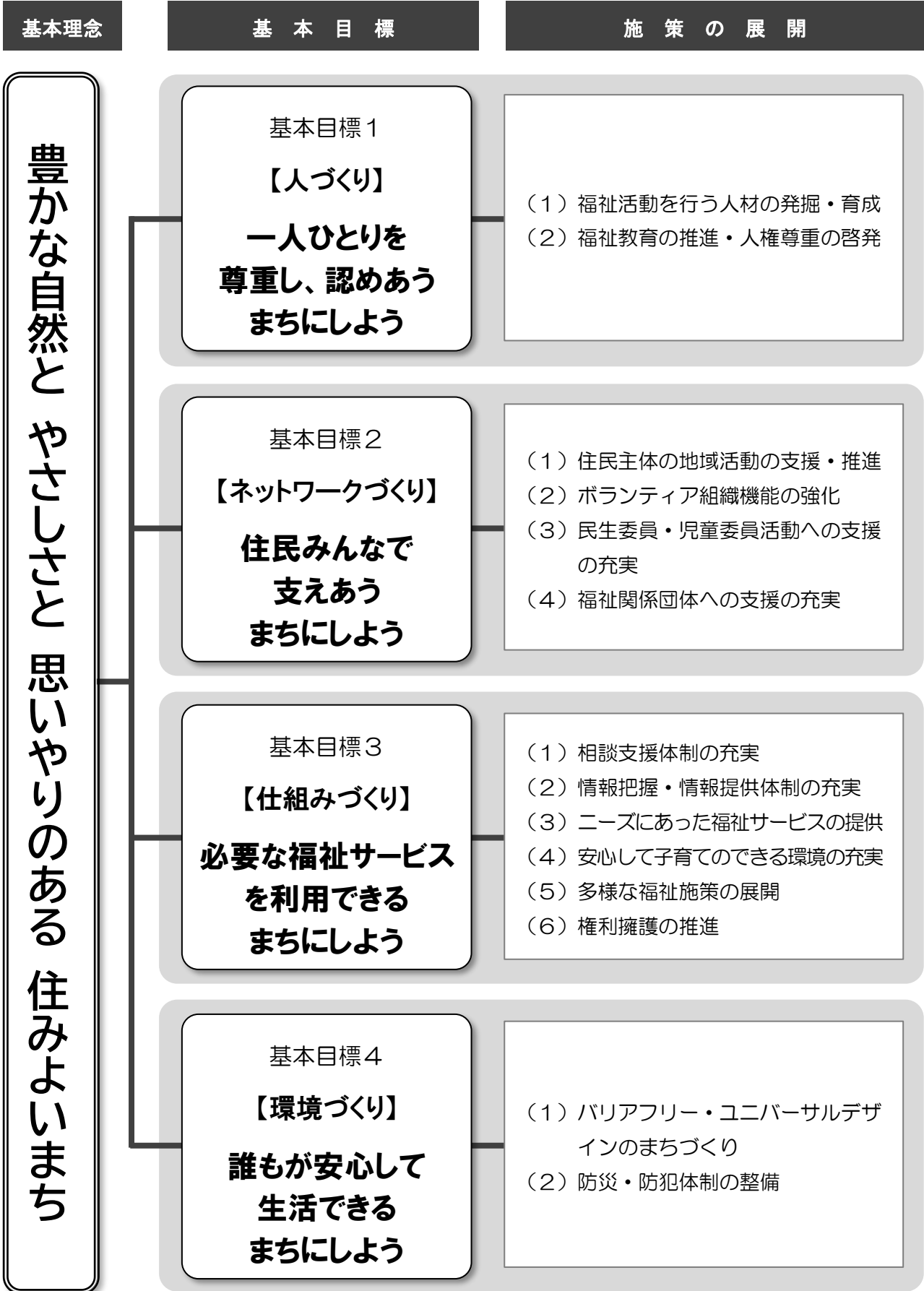
※1 **成年後見制度**：認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

※2 **生活困窮者自立支援制度**：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた生活困窮者自立支援法にて規定されている、就労など自立に関する相談や住居の確保に必要な費用の給付などを行う制度のこと。（平成27年4月施行）

※3 **バリアフリー**：障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去という意味で用いられる。

※4 **ユニバーサルデザイン**：障害の有無や年齢などに関わらず、できるだけ多くの人利用可能であるように建物や製品などをデザインすること。

3. 施策の体系



第4章

地域福祉を推進していくために

町民・地域・行政の役割

地域福祉を推進するためには、町民、団体、事業者、町社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力をあわせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の視点を組みあわせ、重層的に取り組みを推進することが重要となります。

◇地域福祉を進めるための視点

自 助	自分や家族でできることは、自ら行うこと
互 助	身近な人間関係や隣近所などにおいて、自発的に助けあうこと
共 助	制度化された相互扶助
公 助	地域でも解決できないことは、行政などが公的サービスとして行うこと

◇「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の関係性

町民と行政の相互協力の領域			
町民の主体的な活動で対応できるもの		行政施策として行うべきもの	
自 助	互 助	共 助	公 助
<ul style="list-style-type: none"> ●個人 ●家族 	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所 ●自治会 ●社会福祉協議会 ●民生委員・児童委員 ●ボランティア ●社会福祉法人 ●NPO法人 ●医療機関 ●教育機関 ●一般企業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療 ●年金 ●介護保険 ●社会保険 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●静岡県 ●南伊豆町 ●その他の公的機関

基本目標1 【人づくり】 一人ひとりを尊重し、認めあうまちにしよう

(1) 福祉活動を行う人材の発掘・育成

地域福祉は「人」により支えられています。しかしながら、地域福祉に関わる人材の高齢化・固定化が顕在化しており、新たな参加者の拡大が進んでいない状況にあります。地域での活動を推進し、長期にわたって安定した活動を継続するためにも、多様な人材の発掘や育成が必要となります。年齢、性別、障害の有無などに関わらず、町民一人ひとりが自らの役割を認識し、個々の役割を果たせるよう、研修や講習会などの実施を通じて社会参加を促進していきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 誰もが地域において役割を担っていることを認識し、地域活動に取り組みましょう。
- 地域活動に必要な技術や知識を持つ人材を把握し、参加を呼びかけましょう。
- 福祉に関する資格を持っている人は、積極的にその専門性を活かして活動しましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 地域の人材を発掘し、紹介・活用を進めることで、地域活動のリーダーを担う人材を育てましょう。
- 福祉関係団体の後継者となる人材の育成を進めましょう。
- サービス事業者による内部研修を充実させるとともに、職能団体における研修の充実を努めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
先進事例の紹介	○研修会等の機会を通じて、地域福祉活動に関する先進事例を紹介します。
住民向け講演会・人材育成研修	○福祉に携わる人材の発掘を図るため、住民向け講演会や人材育成研修を実施します。 ○より多くの町民の参加につながるよう、講演会や研修について、内容や周知方法について検討します。
新たな福祉リーダーの発掘・育成	○新たに福祉リーダーの役割を担う人材の確保を図るため、町内で開催している福祉に関する講座において、若年層の参加につながる方策を検討します。
認知症サポーター養成講座	○認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく支援する「認知症サポーター」を養成する講座を認知症キャラバンメイトと協力しながら開催します。
ゲートキーパー養成講座	○自殺対策の推進を図るため、悩みや生活上の困難を抱える人に寄り添い、適切な対応をとることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する講座を実施します。

(2) 福祉教育の推進・人権尊重の啓発

福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支えあい生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育です。正しい理解と相手を思いやる心を育むことで、地域において実際の助けあいの行動に結びつけられるよう、子どもから大人まで生涯を通じた福祉教育の充実が求められます。また、性別、国籍、障害などを理由とした様々な人権問題についても、差別や偏見の解消に向けた啓発活動が必要です。福祉意識の高揚を目的とした活動機会を充実させていくとともに、人権意識の普及啓発・人権侵害に関する相談支援を推進していきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと【自助】

- 子どもの頃から福祉の心が育つよう、家庭において福祉教育に取り組みましょう。
- 生涯を通じた福祉への関心・理解を深め、自分のニーズにあった生涯学習・講座などに積極的に参加しましょう。
- 性別や年齢の違い、障害の有無や国籍などに関係なく、お互いを尊重し、理解しあうようにしましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと【互助】

- 地域の人材、施設を活かした福祉教育・学習活動に努めましょう。
- 学校の取り組みに協力して、子どもたちの福祉学習を進めましょう。
- 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会など、福祉学習の機会をつくりましょう。
- 人権教育・啓発に関する研修に参加し、理解に努めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
社会奉仕活動・体験活動などの充実	○地域全体で子どもの健全育成を図るため、地域住民と交流するふるさと学級や地域貢献活動、ボランティア活動などの小中学生・高校生が参加する活動の機会を充実させます。
福祉に関する出前講座	○福祉の心の育成を図るため、小学生以上を対象に、南伊豆町における高齢化の現状・課題、福祉・介護に関する町の取り組みについて出前講座を開催するとともに、講座内容の充実を図ります。
障害に関する各種啓発	○毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」の期間において、ポスター掲示や福祉施設による作品の展示・配布による啓発を行います。
人権教室	○町内の小中学校を対象に、人権擁護委員による「人権教室」を開催し、人権意識の普及啓発を図ります。
人権に関する各種啓発	○毎年12月4日から12月10日までの「人権週間」の期間において、広報紙やポスター等を活用した啓発を行います。
人権相談	○役場の窓口にて、人権に関する悩みを抱える町民からの相談を受け付けます。

基本目標2 【ネットワークづくり】住民みんなで支えあうまちにしよう

(1) 住民主体の地域活動の支援・推進

本町の人口は年々減少しており、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。人口の減少は地域の活力やコミュニティ機能の低下にもつながり、地域活動や交流事業の実施にあたって困難が生じることが懸念されます。顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できたり、身近な地域で交流できたりすることが大切ですが、自治会はそれらの重要な役割を古くから果たしてきました。町民アンケートによると、自治会などの組織的な地域活動に現在参加している人は、男性が約5割であるのに対し、女性は約2割となっています。また、18～39歳の若年層においては、組織的な地域活動経験も今後の活動意向もない人が約4割を占めています。安全・安心の環境づくりの視点からも、平時からの防災の取り組みや見守り活動に留意しつつ、住民が性別や年齢に関わらず参加し、自主的な活動を継続していけるよう支援していきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 隣近所とのあいさつ、声かけなどの関わりを持ちましょう。
- 日頃から家庭や近所でコミュニケーションを図り、困ったときに気軽に相談できる人間関係の構築に努めましょう。
- 地域の行事や活動に積極的に参加して、多くの町民と関わりを持ちましょう。
- 自治会に積極的に加入しましょう。
- 地域の課題の解決のため、積極的に地域活動に参加し、協力して取り組みましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 高齢者や障害者、転入してきた人など、様々な人の地域活動への参加を呼びかけましょう。
- 困っている人や、支援を必要とする人への声かけや見守り活動に積極的に取り組みましょう。
- 誰もが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
自治会に関する 情報提供	○町内の自治会に関する情報を収集するとともに、転入者への情報提供を通して、自治会加入の促進を図ります。
地域の集会場の 整備支援・利用促進	○地域活動の拠点となる、各区の集会場について整備の支援を行うとともに、住民による積極的な活用を促進します。
地域住民主体の 活動への支援	○町内で実施される老人クラブによる活動や高齢者サロンによる活動、生涯学習活動などに対して助成等の支援を行い、住民主体の活動の活性化及び地域の居場所づくりを図ります。 ○住民主体の活動において中心的な役割を担うリーダー等の育成を図ります。
地域における 見守り活動の促進	○住民同士が助けあうことのできる環境を構築するため、地域住民同士の見守りや声かけを促進します。
地域交流事業	○子どもから高齢者までの幅広い年齢層の住民、障害者、福祉関係団体、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉活動に関わる地域交流事業を展開します。
町民と行政による 連携・協働	○地区での奉仕作業や防災訓練等の機会を通じて、町民と行政が連携・協働して福祉を推進する意識の醸成を図ります。 ○町民による福祉への積極的な参画につながるよう、福祉情報の発信・共有に努めます。

(2) ボランティア組織機能の強化

ボランティア活動は、個人の自主性に基いたものであり、その精神はあらゆる福祉活動を進めるにあたって非常に重要なものです。地域においては、ボランティア人材や団体が、多様な分野で積極的に地域福祉活動を展開していますが、メンバーの高齢化や参加者の固定化などが懸念されています。また、町民アンケートをみると、ボランティア活動の意向はあるが未経験であるという人が約4割いるという結果から、ボランティア活動に取り組むための環境に課題があることがうかがえます。ボランティア活動が安定的に継続できるよう支援していくとともに、各種活動団体のネットワークづくりを推進し、地域コミュニティの活性化へつなげていきます。また、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアセンター等のコーディネート機能についても強化を図っていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 積極的に研修・活動に参加し、ボランティア活動についての理解を深めましょう。
- ボランティア活動や研修などで得た経験や技術を積極的に活用しましょう。
- 地域の課題に関する相談や情報収集などにおいて、社会福祉協議会を活用しましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- ボランティア・NPOなどとの積極的な交流・協働に努めましょう。
- 社会福祉協議会やボランティア団体の活動内容について情報を発信しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を持つ人材を発掘し、活動への参加を呼びかけましょう。
- 社会福祉協議会との連携を図るとともに、関係組織・団体とのネットワークの構築に努めましょう。
- 支援を必要とする人と支援する人のマッチングを行い、必要な人に支援が行き届くようにしましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
ボランティア意識の啓発・醸成	○ボランティアに関する講座やボランティア従事者に対するフォローアップの機会を通じて、ボランティアの確保と定着を図ります。 ○町内で実施されているボランティア活動について、幅広い媒体による情報発信を行うことで、ボランティア活動の周知を図るとともに、意識の醸成・啓発を図ります。
ボランティアセンター機能の強化	○社会福祉協議会と、事業者や関係団体等との連絡・調整を行い、町内のボランティア団体の組織化を図ります。
ボランティア活動の活性化に向けた検討	○ボランティア活動の支援において求められるニーズの把握と改善策の検討を図ります。

(3) 民生委員・児童委員活動への支援の充実

人々の生活様式が多様化した今、地域では様々な生活課題を抱え、これまでの地域の連帯感やその役割を維持・充実させていくことは難しくなっています。民生委員・児童委員は、地域の課題解決に向けて、支援の必要な人への訪問や情報提供、相談活動等に取り組んでおり、行政をはじめとする関係機関への「つなぎ役」としても大切な役割を担っています。民生委員・児童委員が円滑かつ安定的に活動が継続できるよう、活動の支援や担い手の発掘・育成などを進めるとともに、町民に対しても地域活動への積極的な参加を促していきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと【自助】

- 担当の民生委員・児童委員を把握しましょう。
- 暮らしに関する相談相手として民生委員・児童委員を活用しましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと【互助】

- 民生委員・児童委員が活動しやすくなるよう、積極的に支援しましょう。
- 民生委員・児童委員は、研修会に積極的に参加するなど、円滑な活動に努めましょう。
- 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、総合的な視点からアドバイスを行いましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
民生委員・児童委員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員が活動報告を行う定例会を開催し、事例の共有や解決策の検討、情報提供等を行います。 ○県や圏域で開催される民生委員・児童委員を対象とした研修会についての案内を行うとともに、積極的な参加を促進します。
民生委員・児童委員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○町が実施している各種福祉講座について、民生委員・児童委員による受講を推奨します。
民生委員・児童委員活動の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の活動内容について、広報紙などを活用した周知を行うことで、町民による利用につなげるとともに、民生委員・児童委員の担い手の発掘・選定・育成を図ります。

(4) 福祉関係団体への支援の充実

地域住民を取り巻く生活課題や社会背景は多様化し、個人の努力によって課題を解決することが困難なケースも多くみられます。また、行政や社会福祉協議会、一つのボランティア団体だけでは解決できない課題もあることから、共通の目的のもと、関係する様々な機関や団体が主体的に参画し、協働することが求められます。これらの団体が、地域の人々と地域課題を共有し、長期的に活動が持続できるよう支援の充実を図ります。また、活動内容についての情報発信を積極的に行い、町民の理解の促進に努めていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

○福祉関係団体の活動内容・状況についての理解を深めましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

○自身の活動内容・状況について積極的に情報を発信しましょう。

○団体同士が横断的な連携体制を築けるよう、交流や情報共有を行う機会と場所をつくりましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
社会福祉協議会による活動への支援	○社会福祉協議会によって実施される福祉事業に対し、助成等による支援を行います。
社会福祉協議会による活動の周知	○社会福祉協議会による活動に対する理解と支持を深めるため、広報紙やホームページ等の媒体を通じて、社会福祉協議会による事業の内容等について周知を図ります。
福祉関係団体の運営への支援	○町内で活動する福祉関係団体についての活動費助成などの支援を行います。 ○福祉関係団体の運営に関する課題の解決に向け、相談支援や情報提供を行います。
福祉関係団体に対する相談支援・情報提供の充実	○町内で活動する福祉関係団体に参加する人材の確保を図るため、人材育成研修等を開催します。 ○福祉や介護等において中心的な役割を担う人材の育成を図るため、町内で福祉活動に従事している職員に対し、県が実施している研修等の受講勧奨を行います。
新たな法人・事業者による参画の促進	○NPO法人や福祉事業者による新規参画を促進するため、各法人・事業者に対する情報提供や相談対応を行います。

基本目標3 【仕組みづくり】必要な福祉サービスを利用できるまちにしよう

(1) 相談支援体制の充実

福祉ニーズが増大し、多様化かつ複雑化している中、地域においても「制度の狭間」と呼ばれる問題が存在している可能性があります。それらが深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談機関が果たす役割が非常に大きいといえます。町民アンケートにおいても、福祉に関する主な相談先として、「家族・親せき」(69.5%)の次に「町の相談窓口」(45.0%)が挙がっています。さらに、あったらいいと思う事業の第1位は「何でも相談できる窓口事業」(61.6%)という結果となっています。町内では、様々な相談支援を受けられるよう重層的支援体制を整備していきます。これらの相談窓口の周知や相談窓口での適切な対応に努めるとともに、相談内容によっては専門的な機関につなぐことで、困りごとが迅速に解決できるよう、相談支援体制を充実させていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- ひとりで悩みや問題を抱え込まず、周りに相談するように心がけましょう。
- 相談窓口を積極的に活用し、問題を抱えている人に紹介しましょう。
- 支援が必要な人が身近にいる場合は、地域の関係団体や行政に連絡・相談しましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 地域の身近な相談窓口として相談業務に取り組むとともに、民生委員・児童委員などとの連携を深めましょう。
- 支援が必要な人に関する情報の共有などを通して、相談窓口間の連携の強化に努めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
相談支援体制の充実 ・相談窓口の周知	<p>○役場の各課で相談支援を実施するとともに重層的なワンストップサービスを目指します。</p> <p>○町内の相談窓口について、広報紙やホームページ、パンフレットなどの様々な媒体を活用して広く周知します。</p>
相談窓口間の 連携強化	<p>○生活困窮やひきこもりなど、複数の分野にまたがる生活課題にも対応できるよう、保健・医療・福祉・介護などの組織間の連携強化・情報共有・適切な支援へのつなぎを図ります。</p> <p>○役場の相談窓口のみならず、相談支援に従事する社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉専門職、町内の事業所との連携を強化し、相談窓口のネットワーク化を図ります。</p>
相談支援従事者の 活動支援	<p>○研修や情報提供等の機会を充実させることで、各種相談業務に従事する相談支援の活動支援を図ります。</p>
家族介護者等の 負担軽減	<p>○高齢者・障害者等の家族介護者に対し、福祉介護課の窓口や地域包括支援センターの相談窓口で支援策についての情報を提供し、負担軽減を図ります。</p>
重層的支援体制の 整備	<p>○多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的かつ包括的に提供する「重層的支援体制」の構築を図ります。</p>

(2) 情報把握・情報提供体制の充実

情報通信技術の急速な進化に伴い、インターネットで様々な福祉情報を自ら得ることができるようになりました。福祉情報の発信側・受信側の両者にとって便利になる一方で、それらの利用環境がない人は、平時や災害時のあらゆる場面で不利益を被ることが指摘されています。町民アンケート結果をみると、福祉に関する情報源の上位3つは、「町広報紙『広報みなみいず』」、「地区の回覧板」、「新聞、雑誌」と、いずれも紙媒体となっています。支援を必要とする人が、それぞれのニーズにあったサービスを自ら選択し利用できるよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を行っていきます。また、各種窓口での対応や、行政や関係機関との情報共有においては、「南伊豆町個人情報保護条例」に基づいた個人情報の適正な取り扱いと保護を徹底していきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと【自助】

- 福祉サービスを利用するときには、情報入手に努め、個人のニーズにあった適正なサービス事業者の選択に努めましょう。
- 地域生活で役立つ情報を得たら、他の人と共有することを心がけましょう。
- 地域の課題やサービスのニーズなどについて、積極的に情報を発信しましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと【互助】

- 社会福祉施設の持つ専門的知識・ノウハウを活用し、地域活動への協力や施設に関する情報提供に努めていきましょう。
- サービスの内容や特色など、利用者が必要とする情報を積極的に提供しましょう。
- 地域活動の内容やイベントの実施などに関する情報を、地域住民に向けて発信しましょう。
- 情報提供をするにあたって、プライバシーの保護に努めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
情報提供体制の充実	○福祉や福祉サービスに関する情報について、広報紙やホームページ、パンフレットなど様々な手段を通して提供していきます。
対話型情報提供の推進	○福祉に関する出前講座の開催や、社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動*推進事業等を通じて、福祉に関する情報を対話形式で提供する機会の充実に努めます。
個人情報の適正な取り扱い	○相談内容を役場内外の他の相談窓口につなぐ場合には、「南伊豆町個人情報保護条例」に基づいた個人情報の適切な取り扱いに努めます。
情報のバリアフリー化の推進	○障害などによって必要な情報を得られないことのないよう、点字や音声読み上げなどの手法を活用した情報提供を推進します。

*小地域福祉活動：地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考えて、住民同士が支えあい、助けあう活動。

(3) ニーズにあった福祉サービスの提供

本町では行政、社会福祉法人、福祉サービス事業所等の様々な主体によって福祉サービスが提供されており、地域で支援を必要としている人たちの暮らしや活動を支えています。よりよい福祉サービスを自らの意思で選択し、気軽に利用できるためにも、ニーズの種類や必要量を把握し、提供体制を整えることが重要です。高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等のそれぞれの分野との連携により、福祉サービスの充実を図るとともに、本人やその家族等に向けて周知を進め、利用促進に努めていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 福祉サービスの利用者として、サービス提供者に様々なニーズを発信しましょう。
- 福祉サービスの利用にあたって、福祉事業者や施設に関する正しい理解を深めるための情報収集に努めましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 公的なサービスでは支援しきれない部分について、地域で支援していくことができるよう、環境整備を進めましょう。
- 周囲への声かけや見守り活動を通して、ニーズの把握に努め、必要な手助けをしましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
福祉サービスに関する住民ニーズの把握	<p>○福祉サービスの提供にあたって、地域に存在するニーズの掘り起こしが必要であることから、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、住民からのニーズに関する情報収集に努めます。</p> <p>○住民からのニーズを踏まえて、提供する福祉サービスの内容についてよりよいものとなるよう検討していきます。</p>
福祉サービスについての情報提供の充実	<p>○福祉サービスに関する情報をまとめた社会資源マップを作成し、関係機関をはじめとする各所に配付します。</p> <p>○福祉サービスに関する情報提供を通じて、事業者やNPOなどの新たなサービス提供主体の参入を促進します。</p> <p>○福祉サービスに関する情報を提供する手段について、必要としている人が速やかにアクセスできる方法を検討していきます。</p>
福祉サービスに従事する職員の資質向上	<p>○福祉サービスに従事する職員の資質向上を図るため、各種研修等を開催するとともに、職員への受講勧奨を行います。</p>
健康づくり・重症化予防	<p>○健康診査や保健指導等の機会を通して、健康づくりと生活習慣病の早期発見・重度化防止を図ります。</p> <p>○健康づくり教室等の機会を充実させるとともに、住民への積極的な参加を勧奨します。</p>
介護予防・重度化防止	<p>○介護予防の対象者の把握を行うとともに、要介護状態の予防に向けた普及啓発や地域で行われる介護予防に向けた取り組みへの支援を推進します。</p>
共生型サービス*等の推進	<p>○共生型サービスをはじめとする分野横断的な福祉サービスについて、福祉ニーズに基づき展開していきます。</p>

*共生型サービス：同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供できるサービスのこと。これにより、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

(4) 安心して子育てのできる環境の充実

子どもが健やかに成長し、人間性豊かな社会人として育つ上で、家庭や地域が担う役割は極めて大きいものがあります。しかしながら、近年の出生数減少、核家族化、女性の社会進出、近所づきあいの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、多様なニーズが高まっています。子育てについての精神的・経済的負担の増大による、子育て不安や児童虐待、子どもの貧困の連鎖が全国的に問題提起されていることから、子どもを育む環境をよりよいものにするため、子どもと家庭を地域や社会全体で見守り、必要な生活支援につなげていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

○子どもを持つ親同士で、出産や子育てに関する情報交換を積極的に行いましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

○子育てをしている家庭が地域で孤立してしまわないよう、助けあいや見守りを促進し、悩みを抱えた家庭の支援を図りましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
育児に関する相談支援の充実	○子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、育児中の保護者の負担軽減に努めます。
子育て支援に従事する関係機関への支援	○子育て支援に取り組む関係機関やNPO法人、ボランティアの活動を支援します。 ○子育て支援に取り組むボランティアの育成を図ります。
支援を必要とする子育て家庭への支援	○ひとり親家庭や経済的課題を抱えている子育て家庭に対し、生活支援につながる各種制度についての情報提供を行います。 ○ひとり親家庭等を対象とする日常生活支援事業やファミリーサポート事業等の需要について、調査を通じた実態把握を行います。
子どもの居場所づくりの推進	○社会福祉協議会との連携のもと、経済的課題を抱える家庭等の子どもの居場所づくりに取り組みます。

(5) 多様な福祉施策の展開

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、支援が必要な対象者が抱える課題が多様化し、見えにくさを伴うことで深刻化している現状があります。また、いわゆる「制度の狭間」にあることで、支援を必要としながらも必要なサービスを受けられない人もいます。このような人たちが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせる地域共生社会の実現とその推進に向けた体制づくりが求められています。生活困窮に陥っている人、ひきこもり、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者、ヤングケアラーなどの支援を必要とする人の実態把握は急務となっています。こうした多様化・複雑化している福祉課題に対応するための相談支援の強化、必要な支援へとつなぐための専門機関への連携などを進めていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 高齢者や障害者、子どもなどの支援が必要な人について理解を深めましょう。
- 高齢者や障害者、子どもなどへの支援を隣近所に依頼しておきましょう。
- 生活困窮者支援に関する制度についての理解を深め、支援が必要となった場合は、身近な相談窓口にご相談しましょう。
- 支援が必要な人が身近にいる場合は、地域の関係団体や行政に連絡・相談しましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 見守り活動を通じて、支援を必要とする人の地域生活を支援するとともに、介護者の負担軽減に協力していきましょう。
- 地域で支援が必要な人を見つけた場合には、速やかに町に連絡しましょう。
- 避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者の把握・支援に努めていきましょう。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者などの支援が必要な人への見守りを、隣近所で声をかけあって実施しましょう。
- 地域で支援が必要な人を発見した場合は、町や関係機関へつなげ情報共有を図るとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業に関する情報提供を行きましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
ひきこもり状態にある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり状態であることに悩む本人やその家族への支援を図るため、静岡県ひきこもり支援センターや保健所等との連携を図るとともに、面談や訪問等による支援を行います。 ○必要に応じて、精神保健福祉士や保健師等の専門職による支援につなげます。

主な施策・取り組み	内容
生活困窮者支援	<p>○生活困窮者への支援を図るため、町内の保健・医療・福祉・就労等の相談窓口間の連携を強化し、情報共有や専門機関へのつなぎを図ります。</p> <p>○生活困窮者に関する個別事例については、専門機関や賀茂健康福祉センター、社会福祉協議会、町等で構成される「生活困窮者自立支援事業支援調整会議」で支援策について協議・検討します。</p> <p>○社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援制度に基づく生活福祉資金の貸付や生活再建支援について周知を図り、支援を必要とする生活困窮者による利用促進を図ります。</p>
就労支援	<p>○働きたくても働けずにいる町民の就労支援に向けた相談支援や広報活動を行うとともに、相談を受ける職員の専門性の向上を図ります。</p> <p>○必要に応じて、公共職業安定所（ハローワーク）との連携を図ります。</p>
虐待やDVの被害者への支援	<p>○児童虐待の事例については、要保護児童対策地域協議会において、保護や支援を必要とする児童に対する支援策を関係機関と協議し決定します。</p> <p>○その他の虐待の事例においては、福祉事業所等との連携のもと被害者の保護と対応にあたります。</p>
「制度の狭間の課題」への対応	<p>○様々な事情によって支援が困難な人や、サービス利用拒否やホームレスなどの既存の制度では適用できる支援のない「制度の狭間の課題」を抱える住民への対応策について、民生委員・児童委員や関係機関等からの情報収集に努めながら検討していきます。</p>
社会復帰支援・再犯防止対策の推進	<p>○社会復帰にあたって保健・医療・福祉等による支援を必要とする人について、個々の事例に適した支援を行います。また、支援の必要性について早期に把握し、連携を図れる仕組みの構築を図ります。</p> <p>○犯罪をした人の再犯防止と社会復帰を支援するため、保護司、更生保護女性会、社会福祉協議会、町が参加し、“社会を明るくする運動”を毎年7月に実施します。</p>
ヤングケアラー支援の推進	<p>○通学や仕事と並行して、障害や病気のある親やきょうだいなどの介護や生活の世話をしている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援を図るため、町内の児童・生徒の実態把握に努め、適切な支援へのつなぎを図ります。</p>
重層的支援体制の整備【再掲】	<p>○多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的かつ包括的に提供する「重層的支援体制」の構築を図ります。</p>

(6) 権利擁護の推進

誰もが共に支えあいながら地域で暮らすことができる環境を整えるためには、すべての住民の尊厳と権利が守られていることが必要ですが、認知症や障害、病気などにより、自らの権利を自分だけで守ることが難しい人もいます。町民アンケートによると、成年後見制度について「名前を聞いたこともない」と回答した人が2割以上を占めています。また、制度の名前を知っている人の今後の利用意向は約3割でした。これらを踏まえ、成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護に関する制度の周知や利用促進に、より一層取り組んでいきます。また、権利擁護支援に関する総合相談窓口となる中核機関を社会福祉協議会に委託しており、その機能強化を進めていきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

○日頃から、家族と後見について話しあう機会を持ちましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

○成年後見制度などの権利擁護に関する制度についての理解を深めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
成年後見制度の利用促進	○成年後見制度について、必要としている人が利用できるよう、制度の内容等について周知していきます。 ○町では成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、報酬助成の対象範囲等を拡充し利用促進を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	○社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について、必要としている人が利用できるよう、制度の内容等について周知していきます。
市民後見人の育成	○成年後見制度を支える市民後見人を務める人材の確保・育成を図るため、市民後見人養成講座等の研修を実施します。
権利擁護支援に係る中核機関の機能強化	○本町における成年後見制度等の権利擁護支援に関する総合相談窓口となる、中核機関（社会福祉協議会）の強化を進めていきます。

基本目標4 【環境づくり】誰もが安心して生活できるまちにしよう**(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり**

高齢者や障害者だけでなく、あらゆる人が安心して生活していけるためのバリアフリーについては、これまでの法改正や様々な取り組みにより、徐々に認知されてきました。住環境や道路環境は誰にとっても安全で使いやすいものとすることや、公共施設の修繕等はユニバーサルデザインの考え方を基本とすることなど、福祉のまちづくりの推進が重要となっています。

また、今後ますます高齢者人口が増加し、交通手段を持たない世帯が増えることが予想されることから、日常生活を送る上で欠かせない買い物や通院など、移動に課題を抱える高齢者や障害者等の交通弱者への移動支援にも取り組む必要があります。町民アンケートにおいても、あったらいいと思う事業の第2位は「病院や買い物の送迎をしてくれるサービス」で、41.0%を占めています。

公共施設や道路のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化や住宅改修支援等を通して誰にとっても暮らしやすい環境を整備するとともに、高齢者をはじめとした交通弱者を対象とする移動支援のあり方について検討していきます。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 身の周りの危険な箇所について把握しておきましょう。
- バリアフリー・ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 地域のバリアフリー化が必要な箇所について情報提供を行いましょう。
- 福祉事業者は、自身の施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組みましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
住宅改修支援	○介護保険サービス等における住宅改修事業や住宅リフォーム制度を活用して、高齢者や障害者が住み慣れた自宅での生活を継続できるよう支援します。
公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	○町内の公共施設の修繕・改修及び新規建設にあたっては、高齢者や障害者、子どもをはじめ誰もが安心して利用できるものとなるよう整備していきます。
道路のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	○町内の道路について、段差の解消などのバリアフリー化を図るとともに、交通安全施設や街灯等の計画的な設置に努めます。
移動支援の充実	○身体機能の低下や運転免許証の返納等により、移動手段に乏しい高齢者の日常生活を支援するため、高齢者の移動支援を図る方策について検討します。
情報のバリアフリー化の推進【再掲】	○障害などによって必要な情報を得られないことのないよう、点字や音声読み上げなどの手法を活用した情報提供を推進します。

(2) 防災・防犯体制の整備

頻発する自然災害により、近年、町民の防災への関心は高まっています。町民アンケート結果をみると、地域としての役割や地域の人が協力する取り組みに期待することの第1位は「災害や防災対策」(55.9%)、災害時に備え地域での助けあいについてできることの第1位は「日ごろからの、となり近所とのあいさつ、声かけ、つきあい」(53.2%)となっています。平時から地域の中でのつながりの重要性を啓発し、お互いに声をかけあい、協力して避難できるよう支援するとともに、配慮が必要な人を意識した防災訓練等の実施や参加促進等を行います。

また、高齢者、障害者、子ども等を犯罪から守るため、見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

◎町民一人ひとりが取り組んでほしいこと 【自助】

- 緊急時の避難経路の確認を行いましょう。
- 日頃から地域の間人関係を深め、緊急時の手助けを依頼しておきましょう。
- 日頃から、災害や犯罪から自分や家族を守るために必要なことについて家族と話しあいましょう。

◎町民同士や地域などで取り組んでほしいこと 【互助】

- 地域住民の防災意識を高め、家庭での防災対策を促進しましょう。
- 高齢者や子どもが交通事故や事件に巻き込まれないよう、地域で見守る体制づくりに努めましょう。
- 子どもの登下校時のパトロールやひとり暮らしの高齢者の見守りなど、自主的な交通安全・防災・防犯活動を展開し、地域で見守る体制づくりに努めましょう。

◎町（行政）で取り組んでいくこと 【共助・公助】

主な施策・取り組み	内容
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に防災訓練を行うとともに、町民による参加を促進します。 ○防災意識の高揚を図るため、防災訓練の実施内容について検討していきます。
自主防災組織による活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○住民により自主的に行われる防災活動に対する支援を行うとともに、連携強化を図ります。
避難行動要支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「南伊豆町避難行動要支援者避難支援計画」や「避難行動要支援者台帳」の作成・更新を通じて、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の把握に努めるとともに、支援者に関する情報や避難支援策について自治会や民生委員・児童委員との共有を行います。
災害時におけるボランティア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○賀茂地区1市5町で連携して災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、災害ボランティアの確保・育成を図ります。 ○社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーターと連携しながら、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。
福祉避難所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や医療的ケアを必要とする人などの、一般の避難所での生活が難しい要配慮者を受け入れる「福祉避難所」の整備を推進します。
要配慮者利用施設の災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒区域内に所在している町内の高齢者・障害者等が利用する要配慮者利用施設に対して、施設ごとの避難確保計画の作成と計画に基づく避難訓練の実施について指導します。
緊急時の情報伝達手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時や一人暮らし高齢者の急病などの緊急時に対応できるよう、緊急通報システム等の活用を推進します。
防犯活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や警察と連携し、不審者や犯罪等に関する情報の共有を行います。 ○緊急時の避難場所となる「子供110番の家」の選定を、学校・PTA等と連携して行います。 ○子どもが被害者となる犯罪等に関する情報発信を通して、防犯意識の高揚を図ります。
消費者被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○詐欺に関する犯罪や消費者被害に関する情報である「南伊豆町消費者安全情報」の発信を通して、町民による被害の未然防止を図ります。

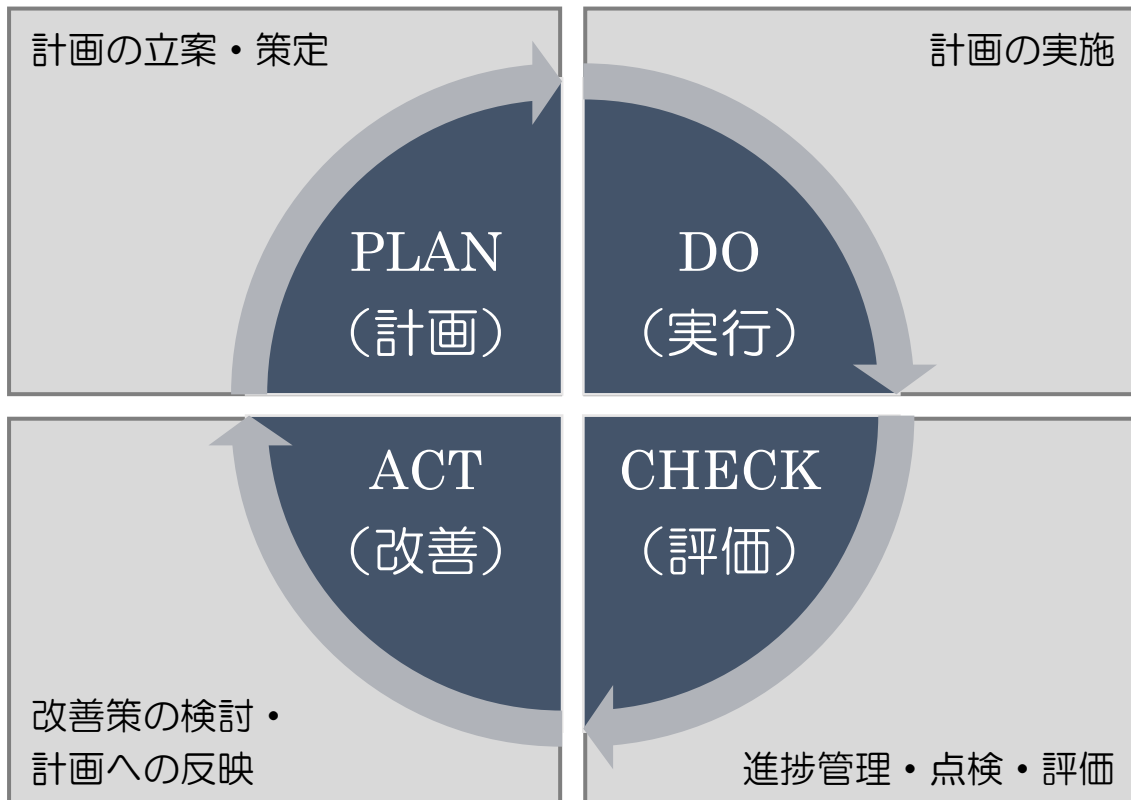
第5章

計画の進行管理・推進体制

1. 進捗管理・評価体制

本計画の効果的な推進を図るため、計画策定後は継続して、PDCAサイクルに基づいた計画の実施・進行状況の点検・評価・分析・改善を行うことが必要となります。

今後は、次のように計画の点検・評価や推進のための体制を整備し、計画の推進・柔軟な修正・見直しに努めます。



◇評価・推進体制

①計画の普及啓発

計画の推進にあたって、より多くの町民に本計画について知ってもらうことが必要です。広報紙や町ホームページなどの媒体を活用して、町民への本計画の周知と地域福祉への理解の促進を図ります。また、各種地域行事の機会等を活用した周知も図っていきます。

②計画の推進体制

計画の推進にあたって、全庁における連携をはじめ、社会福祉協議会や保健・医療・福祉・介護・教育などの関係機関などとも横断的な連携体制の構築を進めていきます。

③計画の点検・評価

『南伊豆町地域福祉計画推進委員会』を設置し、計画全体の点検・評価を行います。

資料編

1. 南伊豆町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年6月12日

要綱第54号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条の規定に基づき、南伊豆町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、南伊豆町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画策定並びに必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉関係団体
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、地域福祉計画策定の完了までとする。ただし、その職に基づいて委嘱された委員にあつては、当該職を失ったときは同時に委員の職を失う。

4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の委員会は、町長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第7号）で定めるところにより支給するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 南伊豆町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	所属	職	氏名	委員会 役職
1	南伊豆町社会福祉協議会	会長	大年 清一	委員長
2	南伊豆町民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 芳男	
3	南伊豆町社会福祉協議会	事務局長	榊原 大介	
4	南伊豆町老人クラブ連合会	会長	渡邊 力	
5	南伊豆町身体障害者福祉会	会長	竹河 十九巳	
6	南伊豆町手をつなぐ育成会	会長	松井 信親	
7	住民ボランティア		比野下 富子	
8	静岡県賀茂圏域スーパーバイザー		黒田 三千弥	
9	健康増進課	課長	山田 日好	
10	健康増進課	健康増進係主幹兼係長	山本 真美	
11	福祉介護課	子育て支援係主幹兼係長	宮本 利江	
12	福祉介護課	地域包括支援センター所長	服部 恵万	
13	福祉介護課	介護保険係主幹兼係長	萩原 拓三	
14	企画課	企画係主幹兼係長	鈴木 康生	

**第3次
南伊豆町地域福祉計画
(令和6年度～10年度)**

発行：令和6年3月

編集：南伊豆町 福祉介護課 福祉係

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1

TEL：0558-62-6233

FAX：0558-62-2493